

紀美野町第 1 回定例会会議録

平成 2 4 年 3 月 6 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 2 4 年 3 月 6 日（火）午前 9 時 0 0 分開議

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | | 諸般の報告について |
| 第 4 | 議案第 1 号 | 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第 5 | 議案第 2 号 | 紀美野町地区集会所条例等の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 3 号 | 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 4 号 | 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 5 号 | 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 6 号 | 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 0 | 議案第 7 号 | 紀美野町税条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 1 | 議案第 9 号 | 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 2 | 議案第 8 号 | 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 3 | 議案第 1 2 号 | 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 4 | 議案第 1 0 号 | 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 5 | 議案第 1 1 号 | 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 6 | 議案第 1 3 号 | 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について |
| 第 1 7 | 議案第 1 4 号 | 町有財産の無償貸し付けについて |
| 第 1 8 | 議案第 1 5 号 | 指定管理者の指定について（紀美野町美里の湯かじか荘） |
| 第 1 9 | 議案第 1 6 号 | 指定管理者の指定について（紀美野町毛原オートキャンプ場） |
| 第 2 0 | 議案第 1 7 号 | 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について |

- 第 2 1 議案第 1 8 号 辺地総合整備計画の変更について
- 第 2 2 議案第 1 9 号 公平委員会委員の選任の同意について
- 第 2 3 議案第 2 0 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 2 4 議案第 2 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 2 5 議案第 2 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 2 6 議案第 2 3 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第 2 7 議案第 2 4 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 2 8 議案第 2 5 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 2 9 議案第 2 6 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 3 0 議案第 2 7 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度紀美野町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 3 8 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 9 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度紀美野町一般会計予算について
- 第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- 第 4 2 議案第 3 9 号 平成 2 4 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

- 第 4 3 議案第 4 0 号 平成 2 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について
- 第 4 4 議案第 4 1 号 平成 2 4 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について
- 第 4 5 議案第 4 2 号 平成 2 4 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 4 6 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について
- 第 4 7 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について
- 第 4 8 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度紀美野町上水道事業会計予算について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 8 まで

○議員定数 1 4 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良浴 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	小 椋 孝 一 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
1 0 番	松 尾 紘 紀 君
1 1 番	杉 野 米 三 君
1 2 番	美 野 勝 男 君
1 3 番	美 濃 良 和 君
1 4 番	加 納 国 孝 君

○欠席議員

9 番 仲 尾 元 雄 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企画管財課長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
保健福祉課長	山 本 倉 造 君
産 業 課 長	岩 田 貞 二 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
会 計 管 理 者	平 松 泰 清 君
総務学事課長	中 尾 隆 司 君
教 育 次 長	
生涯学習課長	新 田 千 世 君
会 計 管 理 者	平 松 泰 清 君
会 計 課 長	西 切 博 充 君
水 道 課 長	南 秀 秋 君
地籍調査課長	温 井 秀 行 君
美 里 支 所 長	尾 花 延 弥 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君

書 記 中 谷 典 代 君

開 会

○議長（加納国孝君） ただいまから平成24年第1回紀美野町議会定例会を開会
します。

（午前 9時05分）

○議長（加納国孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（加納国孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、10番、松尾紘
紀君、11番、杉野米三君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（加納国孝君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営副委員長から審査結果の報告をお願いします。

議会運営副委員長、七良裕光君。

（議会運営副委員長 七良裕光君 登壇）

○議会運営副委員長（七良裕光君） 去る2月29日、議会運営委員会を開催いた
しましたので、その結果について、御報告いたします。

会期は、本日から27日までの22日間とし、再開日は13日、16日、21日、23
日及び27日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。なお、
平成24年度一般会計予算の説明及び質疑を、歳入については全般、歳出については2
款ずつに分割して行うことにいたします。

次に、一般質問の通告は、3月7日水曜日の午後3時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を3月8日午前9時30分から、産業建設常任委員会を3月
12日午前9時30分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を本日、本会議終了後開催したいと思います。

次に、広報編集委員会を3月23日、本会議終了後、開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰延べる場合もありますので、よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

(議会運営副委員長 七良裕光君 降壇)

○議長（加納国孝君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から３月２７日までの２２日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から３月２７日までの２２日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長（加納国孝君） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告及び財政援助団体等監査に関する報告が提出されております。

お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつ並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、平成２４年紀美野町議会第１回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆さん方には、何かとお忙しい中を御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、先ほど、全国町村議会議長会より、はえある表彰を受けられました美野勝男議員には、心よりお祝いを申し上げますとともに、その栄誉をたたえたいと存じます。おめでとうございます。

次に、昨年３月１１日に発生しました、東日本大震災からはや１年が経過しようとしています。未曾有の大災害の復興に向けて、復興庁の新設や補正予算計上が行われてきました。また、昨年９月には、紀伊半島大水害が発生し、本町でも被害が出ました。災害では想定外のことが起こることを認識し、さらに防災対策を進め、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

さて、我が国の経済情勢は、東日本大震災により深刻な打撃を受けましたが、本格的な復興施策により、景気の持ち直しの動きが見られます。しかしながら、欧州政府債務危機や円高の進行や電力供給の制約等リスク要因もあり、緩やかに景気は回復していくことが見込まれています。

震災関連の第3次補正予算の事業として、消防団装備整備事業を始め、避難所備品等の整備事業、防災行政無線電話対応システム整備事業、防災備蓄倉庫整備事業、さらには全国瞬時警報システム等を本定例会に上程させていただきました。平成23年度補正予算に6,600万円計上させていただいているところでございます。

さて、本年は長期総合計画の後期基本計画の初年度であります。後期基本計画では、成果指標を設け、進捗状況について具体的にわかるよう工夫しています。今後5年間は、この計画に基づき事業を展開してまいります。

次に、新年度施策であります。平成25年度完成を目指して取り組んでおります道の駅整備事業では測量設計業務を行います。また学校給食の実施については、まず、美里中学校で中学校給食を実施し、整備等順次、野上中学校の給食を実施してまいります。さらに、長谷集会所新築事業、住宅用太陽光発電設備導入補助、毛原保育所の耐震化事業、保育所・小・中学校の備品固定化事業、町営住宅跡地造成事業、家屋図作成事業等新規事業を展開してまいります。

また、継続事業といたしまして、若者に定住していただくため、新築や増改築される若年世帯に対して補助金を支給する支援策をはじめ、地域おこし協力隊員の配置、農作物鳥獣害防止対策や農業経営支援等、また商工業者への利子補給等経営支援、さらには道路等インフラ整備、健康づくり事業や文化事業を実施してまいります。

さて、今期定例議会に上程いたしました議案は、第1号から第45号までの45件であります。

紀美野町条例の一部を改正する案件が12件、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更についての案件、町有財産の無償貸し付けについての案件、指定管理者の指定についての案件が2件、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更についての案件、辺地総合整備計画の変更についての案件、公平委員会委員の選任の同意についての案件、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての案件が3件、教育委員会委員の任命の同意についての案件、人権擁護委員の推薦についての案件が4件、平成23年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が8件、平成24年度紀美野町一般会計及

び特別会計の当初予算に関する案件が１０件であります。

後ほど担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決をくださいますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（加納国孝君） これで行政報告が終わりました。

次に、一般質問の通告は３月７日水曜日、午後３時までに提出をお願いします。

今期定例会までに受理した陳情及び請願は、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりであります。これら５件について、総務文教常任委員会に付託しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 議案第１号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第４、議案第１号、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

説明をお願いします。

住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行 登壇)

○住民課長（牛居秀行君） 議案書の１ページをごらんください。

議案第１号、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を次のとおり改正したので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、関係条例を改正するものでございます。

議案書の２ページをお願いいたします。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

まず、本条例の全体の概要を御説明申し上げます。

第１条では、課設置条例の一部改正について。

第2条では、印鑑条例の一部改正について。

議案書3ページ中ほどでございますが、第3条については、手数料条例の一部改正について。

第4条では、福祉センター条例の一部改正について規定をしてございます。

それでは、それぞれ改正点につきまして御説明を申し上げます。

お手持ちの参考資料の新旧対照表では、1ページからになってございます。参考に見ていただきたいと思います。

まず、本条例第1条として、紀美野町課設置条例の一部の改正でございますが、課設置条例第2条の住民課の表中から、外国人登録法が廃止されることに伴い、外国人登録という表記を削ります。

次に、本条例第2条の紀美野町印鑑条例の一部改正についてでございますが、新旧対照表では2ページでございます。

外国人登録法が廃止されることにより、特に外国人と日本人を区別する必要がなくなったため、旧条例の第2条第1項第1号と第2号を統括した表現とする改正内容となっております。

また、印鑑条例第4条第3項第1号につきましても、外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録証明書という表記の必要性がなくなりますので、外国人登録証明書という表記を削除してございます。

第6条の改正につきましては、新旧対照表の3ページに記載しておりますように、外国人登録原票という語句の削除と非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記、またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録できる旨の1項を加える改正でございます。

次に、印鑑条例第7条第1項第3号の改正につきましては、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合でも、印鑑登録原票に登録できるものという改正でございます。また、1号を追加し、片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受ける場合にあっては、住民票の備考欄に片仮名で登録するものとしたものでございます。

議案書の3ページをごらんください。

第7条第2項の改正につきましては、同条第1項で第8号として1号を追加したため

の改正でございます。

第 11 条の改正につきましては、外国人登録法が廃止になったため、その表記を削除する改正でございます。

第 13 条につきましては、印鑑登録の抹消を規定した条項でありまして、外国人住民に関する表記を法改正に合うよう改正整備したものでございます。

第 18 条第 3 項の規定につきましては、対応職員は身分証明書を提示しなければならないとされておりましたけれども、それを職員証に改める改正でございます。

次に、本条例第 3 条の紀美野町手数料条例の一部改正について及び第 4 条の福祉センター条例の一部改正につきましては、外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票に登録されているものという表現を削除する改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年 7 月 9 日から施行することとなっております。

以上、簡単でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の説明といたします。

(住民課長 牛居秀行 降壇)

◎日程第 5 議案第 2 号 紀美野町地区集会所条例等の一部を改正する条例について

◎日程第 6 議案第 3 号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

◎日程第 7 議案第 4 号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第 8 議案第 5 号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第 9 議案第 6 号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第 5、議案第 2 号、紀美野町地区集会所条例等の一部を改正する条例について。日程第 6、議案第 3 号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。日程第 7、議案第 4 号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について。日程第 8、議案第 5 号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について及び日程第 9、議案第 6 号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に

ついて、一括議題とします。

説明をお願いします。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章 登壇)

○総務課長（井上 章君） 議案書の４ページをお開きください。

議案第２号、紀美野町地区集会所条例等の一部を改正する条例について。

紀美野町地区集会所条例等を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

集会所新築に伴う地番の修正及び地籍調査等により、地番の錯誤を訂正するため、紀美野町地区集会所条例等を改正するものでございます。

５ページをお願いします。

紀美野町地区集会所条例等の一部を改正する条例ということで、この条例改正について御説明いたします。

第１条につきましては、紀美野町地区集会所条例の一部改正で、山畑集会所の地番を８５９番地２から８５９番地３に改め、真国多目的集会所の地番を３５１番地８から３５１番地６に改めるものです。

第２条につきましては、紀美野町立学校設置条例の一部改正で、小川小学校の地番を５番地から４番地に改め、美里中学校の地番を３７７番地から４９４番地１に改めるものです。

第３条につきましては、紀美野町文化センター条例の一部改正で、紀美野町文化センターの地番を２１８番地から２１７番地に改めるものです。

第４条につきましては、紀美野町児童館条例の一部改正で、吉野児童館の地番を１４３番地から１４８番地２に改め、小畑児童館の地番を３０４番地から３０４番地１に改め、中央児童館の地番を１４９番地６から１７３番地に改めるものです。

第５条につきましては、紀美野町武道館条例の一部改正で、武道館の地番を９２６番地から９２２番地に改めるものです。

第６条につきましては、紀美野町農村総合センター条例の一部改正で、農村総合センターの地番を４１０番地から３８７番地１に改めるものです。

第7条につきましては、6ページをお願いします。

紀美野町保育所条例の一部改正で、野上第二保育所の地番を1363番地から1363番地1に改めるものです。

第8条につきましては、紀美野町立老人憩いの家「かしこ荘」条例の一部改正で、老人憩いの家「かしこ荘」の地番を834番地から836番地2に改めるものです。

第9条につきましては、紀美野町公衆便所条例の一部改正で、今西公衆便所の地番を326から326番地に改め、小西公衆便所の地番を196番地1から169番地7に改め、毛原宮公衆便所の地番を256番地1から254番地12に改め、毛原公衆便所の地番を222から222番地に改め、毛原上公衆便所の地番を411から408番地2に改め、長谷公衆便所の地番を664から664番地に改めるものです。

第10条につきましては、紀美野町産品加工所条例の一部改正で、梅本産品加工所の地番を26番地から24番地1に改めるものです。

第11条につきましては、紀美野町雨山水辺公園条例の一部改正で、雨山水辺公園の地番を125番地から124番地1に改めるものです。

第12条につきましては、紀美野町消防団条例の一部改正で、消防団の位置の地番を803番地の1から803番地1に改めるものです。

第13条につきましては、紀美野町立学童保育所条例の一部改正で、下神野学童保育所の地番を218番地から217番地に改めるものです。

附則につきましては、施行期日の規定であり、公布の日より施行しますが、山畑集会所に関しては、平成24年4月1日から施行といたします。

続いて議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

スポーツ振興法の改正に伴い、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、8ページをごらんください。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、この条例改正について御説明申し上げます。

スポーツ振興法の改正により、体育指導委員がスポーツ推進委員に名称変更されました。このことに伴う条例改正でございます。

附則につきましては、施行期日の規定であります。

続いて議案書の 9 ページをお願いします。

議案第 4 号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

町の財政状況を考慮して、町長及び副町長の給料月額を減額するものでございます。

次のページ、1 0 ページをお願いします。

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例。

この条例の改正につきましては、町の財政状況を考慮して町長の給料月額を 2 4 年度中の間、6 7 万円から 6 4 万円に、副町長の給料月額を 5 8 万円から 5 6 万円に減額するものでございます。

附則につきましては、施行期日の規定であります。

議案書の 1 1 ページをお願いします。

議案第 5 号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

町の財政状況を考慮して、教育長の給料月額を減額するものでございます。

1 2 ページをお願いいたします。

紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例。

この条例の改正につきましても、町の財政状況を考慮して、教育長の給料月額を 2 4 年度中の間、5 4 万円から 5 3 万円に減額するものでございます。

附則につきましては、施行期日の規定であります。

次の１３ページをお願いします。

議案第６号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の給与構造改革に伴う経過措置額に係る勧告に準じ、町職員の給料月額等について改定をするものでございます。

１４ページをごらんください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、この条例改正について御説明申し上げます。

追加する３項の改正につきましては、給与抑制を受けた職員の回復を行う改正でございます。

３号給の回復を行います。採用の日が平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの職員は、２号給の回復を行います。採用の日が平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの職員は、１号給の回復となります。

第４項につきましては、育児短時間勤務職員の給料月額を定める改正でございます。

第５項につきましては、準用規定ということでございます。

附則につきましては、施行期日についての定めでございます。

以上、私のほうからの説明を終わらせていただきます。

（総務課長 井上 章 降壇）

◎日程第１０ 議案第７号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

◎日程第１１ 議案第９号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第１０、議案第７号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について及び日程第１１、議案第９号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明をお願いします。

税務課長、中谷君。

（税務課長 中谷嘉夫君 登壇）

○税務課長（中谷嘉夫君） それでは、議案書の１５ページをお開きください。

議案第７号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方税法等の改正に伴い、紀美野町税条例を改正するものであります。

次のページをごらんください。

紀美野町税条例の一部を改正する条例、紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令並びに東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成２３年１２月２日に公布されたことに伴う改正でございます。

改正内容を簡単に説明いたします。

第９５条、たばこ税の税率につきましては、現行、１，０００本につきまして４，６１８円を５，２６２円とする改正となっております。このことにつきましては、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲されます。しかし、納税者の税率負担を変えるものではありません。

附則第９条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等につきましては削除となります。このことにつきましては、退職所得に係る個人住民税の１０％税額控除が廃止となります。

附則第１６条の２第１項、たばこ税の税率の特例につきましては、旧３級品の製造たばこ、現行１，０００本につき２，１９０円を２，４９５円とする改正となっております。

附則に次の１条を加える。第２４条、個人の町民税の税率の特例等につきましては、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税、臨時特例に関する法律に伴い、平成２６年度から平成３５年度まで各年度分の個人町民税に限り、均等割の税率、現行、年額３，０００円に５００円

を加算して年額３，５００円となります。

附則、施行期日、第１条、この条例は公布日から施行します。

附則第９条の削除につきましては、平成２５年１月１日となっています。

第９５条の改正、附則第１６条の２第１項につきましては、平成２５年４月１日となっています。

第２条、平成２４年１２月３１日以前に支払うべき退職手当等については、従前の例によります。

第３条、平成２５年４月１日前に課した、または課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例によります。

続きまして、１９ページをお願いいたします。

議案第９号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町国民健康保険税の税額等を改正するため、紀美野町国民健康保険税条例を改正するものであります。

次のページをごらんください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

まず、簡単に今回の改正に至った状況について申し上げます。

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度でございます。紀美野町国民健康保険税は、平成２１年から３年間、税率の改正を行わず、健全運営に心がけてまいりました。しかし、高齢化の進展、医療技術の高度化による医療費の増加に伴い、保険給付費が膨らみ、厳しい財政状況が続いております。

このような中、町ではできる限り、加入者の負担を抑制するため、貯金に当たる基金の取り崩し、法定外繰り入れなどをして何とか対応してまいりました。しかし、基金も底をつき、２３年度決算見込み及び２４年度の収支について見込みを行ったところ、２４年度において、現行課税約９，０００万円の収入不足が見込まれました。

このような状況の中から、国民健康保険事業の健全かつ安定的に運営するために、やむを得ず、平成24年度から被保険者の皆様にも応分の御負担増をお願いすることを考えています。

なお、平成24年度につきましては、約9,000万円の収入不足見込み額を一般会計よりの繰入額の増として約7,800万円とし、残額約1,200万円については国保税により増税をお願いしたいと考えております。

それでは、改正率について簡単に説明させていただきます。

基礎課税につきましては、第3条第1項中、所得割100分の4.7を100分の5.5に。第4条中、資産割を100分の49を100分の45に。第5条中、均等割2万1,300円を2万900円に。後期高齢者支援金等課税額につきましては、第6条中、所得割100分の1.6を100分の1.7に。第7条中、資産割は100分の10を100分の9に。

続きまして介護給付金課税額につきましては、第8条中、所得割100分の1.1を100分の1.6に。第9条中、資産割100分の10を100分の9に。第9条の2中、均等割5,200円を7,100円に。第9条の3中、平等割4,300円を5,300円に改める。

続きまして23条1号から第3号につきましてはの減額で、所得金額の少ない世帯への均等割、平等割に対して7割、5割、2割軽減の改正となっております。

附則、施行期日、第1条、この条例は平成24年4月1日から施行となっております。

適用区分、第2条、改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については従前の例によります。

失礼しました。先ほどの第9条中の平等割ですけども、4,300円から5,200円にということで、先ほどちょっと5,300円と言いましたので、訂正いたしますので、よろしくお願いします。

以上です。

(税務課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長(加納国孝君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時51分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０３分）

◎日程第１２ 議案第 ８号 紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について

◎日程第１３ 議案第１２号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第１２、議案第８号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について及び日程第１３、議案第１２号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を願います。

消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） それでは、議案書１７ページをお開きください。

議案第８号、紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町消防手数料条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、紀美野町消防手数料条例を改正するものである。

１８ページをお開きください。

紀美野町消防手数料条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防手数料条例（平成１８年条例第５６号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２の部２の項金額の欄二中、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同欄ホ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」を「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」に改める。

附則、この条例は平成２４年４月１日から施行する。

簡単に御説明を申し上げますと、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

(平成23年政令第405号)が公布されまして、浮き蓋付きの特定屋外タンクを有する特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するために、当該貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準が新たに設けられました。これに伴いまして、当該貯蔵所の設置許可申請に対する審査の手数料を設けることとされましたことから、紀美野町消防手数料条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表31ページから34ページをごらんいただき、御確認賜りますようお願いいたします。

次に、25ページをお開きください。

議案第12号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について。

紀美野町火災予防条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

危険物の規制に関する政令の改正に伴い、紀美野町火災予防条例を改正するものである。

26ページをお開きください。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例。

紀美野町火災予防条例（平成18年条例第149号）の一部を次のように改正する。

以下、簡単に御説明をさせていただきます。

危険物は品名ごとに指定数量というのが定められています。この指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵または取り扱う場合には、火災予防条例で規制されることとなっておりまして、それに伴って次のように附則をつけ加えるといったような形でございます。

まず第8条でございますが、配管に関して十分な強度を有し、また漏れ等のない構造の場合には、今回のこの新しい基準によらなくてもいいですよといったようなことでございます。

第9条に関しましては、容器に収納したり詰めかえて取り扱う場合の猶予期限を平成25年12月31日という形で設けますということでございます。

第10条に関しましては、屋内やタンクにおいて貯蔵、取り扱いする場合の猶予期限を設けたものでございます。

第 11 条に関しましては、そういった少量の危険物を取り扱う場合には所轄の消防署に届け出なければならないといった取り決めがございますが、その猶予期間を定めたものでございます。

いずれも危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、炭酸水素ナトリウム過酸化水素付加物といったものが危険物に追加されたことに伴う紀美野町火災予防条例の改正でございます。

なお、詳細につきましては、条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表 44、45 ページで御確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ですが、御説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第 14 議案第 10 号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第 14、議案第 10 号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長（山本倉造君） 議案書の 21 ページをお願いします。

議案第 10 号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町介護保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 6 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

平成 24 年度から 26 年度までの介護保険料率を定めるため、紀美野町介護保険条例を改正するものであります。

22 ページをお願いします。

紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例。

紀美野町介護保険条例の一部を次のように改正する。

介護保険条例の改正につきまして簡単に御説明をさせていただきます。

平成 23 年度は介護保険第 4 期の終了の年に当たり、第 5 期に向けて介護保険事業計画を策定していただきました。この計画により、介護保険給付費や被保険者数の推計に

よる数値を参考に、介護保険法等の改正に基づき平成24年より26年までの第5期保険料を決定したものでございます。

被保険者数につきましては、18年度をピークに減少していたものが24年度以降徐々に増加していくことが見込まれますが、後期高齢者数は22年度でピークとなり、その後、減少が続いていくと見込まれています。

また、介護保険法等の改正によるものでございますが、1号被保険者の負担割合が20%から21%に改められています。また、施行令の改正により、第3段階を課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の区分を新しく設けました。これにより、保険料区分の段階が8段階より9段階となりました。

次に、6段階と7段階の区分を基準所得金額の改正に伴い、200万円より190万円としました。介護保険料の決定には3年間、24年から26年の3年間の保険給付費と1号被保険者数の見込みにより決定されるものでございますが、現在、町の介護保険には23年度末で5,700万円を超える借入金が見込まれています。この借入金につきましては、保険料支払いの際の保険料の不足額を県の財政安定化基金よりの借り入れにより賄っていたものでございまして、次期保険料により返済していかなければならないものとなっています。

以上のことを総合的に検討いたしまして、第5期の保険料は標準となる段階、条例で申しますと第4条第4号に定めているものでございますが、6万1,200円が7万800円と15.7%増額することとなりました。

条例の改正につきましては、ここに書いているとおりでございまして、各段階ごとにおおむね15.7%程度の上昇となっています。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

経過措置につきましては、23年度までの保険料については、なお従前の例によるということでございます。

附則の3でございますが、これは先ほど申し上げました第3段階を二つに割る区分の新設の規定でございます。4は、前期4期から行っております第4段階を二つに分けている特例の継続についての規定でございます。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

◎日程第15 議案第11号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第15、議案第11号、紀美野町営住宅条例の一部を

改正する条例について議題とします。

説明をお願いします。

企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長（増谷守哉君） それでは、議案書の２３ページをお願いしたいと
思います。

議案第１１号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について。

紀美野町営住宅条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項
の規定により議会の議決を求める。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、公営住宅法の改正に伴いまして、紀美野町営住宅の条例を
改正するものでございます。

次のページをお願いします。２４ページでございます。

紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例。

紀美野町営住宅条例の一部を次のように改正する。

改正についての概要でございます。

改正前の公営住宅法においては、公営住宅に入居するためには原則として同居親族が
いることが入居の資格の一つとなっておりました。なお、例外として高齢者や障害者等
については、特に居住の安定を図ることが必要のある者として、公営住宅法施行令で単
身でも入居できることとされています。今回の法改正では、平成２４年４月１日をもっ
て同居親族要件が廃止されることとなったため、これに参酌し、紀美野町営住宅条例に
おいて同居親族要件の廃止の改正を行うものでございます。これに伴いまして、従来か
らある所得制限、また持ち家を有しない等の要件はございますが、これらの要件を満た
せば、若い方についても単身での入居ができることとなります。

改正の概要について簡単に説明させていただきます。

条例の改正箇所につきましては、条例中の同居親族要件に関連する第５条、第６条、
第７条、第２９条での改正となります。

第５条については公募の例外について、第６条については入居者の資格について、第
７条については入居者資格の特例について、第２９条については収入超過者に対する認
定の条項であります。このうち６条、７条につきましては、同居親族に関する要件につ

いての条文の削除と、これに伴う補足説明の移動となっております。また、第5条、第7条、第29条につきましては、これに伴う各条文中の各号の繰り上げ、また繰り下げの改正となっているものでございます。

それでは、詳しく御説明をさせていただきます。

第5条の第5号中「第3項若しくは第4項」を「第4項若しくは第5項」に改める。

次、第6条の第1項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第5号を削りまして、「第3号及び第5号」を「第2号及び第4号」に改めます。

次、第1号を削ります。また、第2号を第1号として、第3号を第2号として、第4号を第3号として、第5号中「同居しようとする親族」の次に「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。」を加えて同号を第4号とする。

また、第7条の第1項において、「前条各号」を「前条第1号から第3号」に改め、第2項において「前条第2号イ」を「前条第1号イ」に改めます。また、「（老人等にあっては同条第2号から第5号）」を削ることといたします。

最後に、第29条の第1項において、「第6条第2号」を「第6条第1号」に改めるということでございます。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行するということでございます。

（企画管財課長 増谷守哉君 降壇）

◎日程第16 議案第13号 国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について

○議長（加納国孝君） 日程第16、議案第13号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について議題とします。

説明を願います。

住民課長、牛居君。

（住民課長 牛居秀行君 登壇）

○住民課長（牛居秀行君） 議案書の28ページをごらんください。

議案第13号、国民健康保険野上厚生病院組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、国民健康保険野上厚生病院組合規約の一部を次のとおり変更することについて議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者福祉ホームに関する事務を障害者自立支援法に基づくものに移行させるとともに、同法の改正に伴い所要の改正を行うため、組合規約を変更するものでございます。

議案書29ページをお願いいたします。

国民健康保険野上厚生病院組合規約の一部を改正する規約。

国民健康保険野上厚生病院組合規約の一部を次のように改正いたします。

参考資料として、では新旧対照表の46ページをごらんください。

第3条中、第5項を削り、第6項を第5項とし、同条第7項中、障害者自立支援法における相談支援事業というものを国保野上厚生総合病院における障害者自立支援法による共同生活介護及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業に改め、同項を同条第6項といたします。

附則といたしまして、この規約は平成24年4月1日から施行することとなっております。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第17 議案第14号 町有財産の無償貸し付けについて

◎日程第18 議案第15号 指定管理者の指定について（紀美野町美里の湯かじか荘）

◎日程第19 議案第16号 指定管理者の指定について（紀美野町毛原オートキャンプ場）

◎日程第20 議案第17号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

◎日程第21 議案第18号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（加納国孝君） 日程第17、議案第14号、町有財産の無償貸し付けについて、日程第18、議案第15号、指定管理者の指定について（紀美野町美里の湯かじか荘）、日程第19、議案第16号、指定管理者の指定について（紀美野町毛原オートキャンプ場）、日程第20、議案第17号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について及び日程第21、議案第18号、辺地総合整備計画の変更について一括議題とします。

説明を願います。

企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長（増谷守哉君）

それでは、議案書の３０ページをお願いしたいと思います。

議案第１４号、町有財産の無償貸し付けについて。

次の用地及び建物を無償で貸し付けることについて、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を求める。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

貸付物件は旧志賀野小学校の用地及び建物でございます。用地につきましては、紀美野町西野１１番地１、面積につきましては１,１３６.３２平方メートルで、建物につきましては、校舎、鉄筋コンクリートづくり２階建て、面積１,１１６平方メートルです。貸し付けの相手、和歌山県海草郡紀美野町真国５６番地、学校法人りら創造芸術学園理事長、山上範子。使用の目的、高等専修学校の用に供するためでございます。貸し付けの期間につきましては、平成２４年４月１日から平成２９年３月３１日の５年間でございます。

以上、簡単でございますが、町有財産の無償貸し付けについての説明とさせていただきます。

次、議案書の３１ページをお願いします。

議案第１５号、指定管理者の指定について。

紀美野町美里の湯かじか荘の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

指定管理者に管理を行わせる施設でございますが、所在地は紀美野町菅沢６番地外、名称は紀美野町美里の湯かじか荘でございます。指定管理者に指定する団体でございますが、所在地は紀美野町菅沢６番地、名称、財団法人紀美野町ふるさと公社、代表者は理事長、寺本光嘉でございます。指定する期間でございますが、平成２４年４月１日から平成２５年１１月３０日まででございます。

次のページをお願いいたします。議案書の３２ページでございます。

議案第１６号、指定管理者の指定について。

紀美野町毛原オートキャンプ場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

指定管理者に管理を行わせる施設でございますが、所在地は紀美野町小西 1 8 7 番地外でございます。名称は紀美野町毛原オートキャンプ場でございます。指定管理者に指定する団体でございますが、所在地は紀美野町菅沢 6 番地、名称は財団法人紀美野町ふるさと公社、代表者は理事長、寺本光嘉でございます。指定する期間でございます。平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 1 1 月 3 0 日まででございます。

次、議案書の 3 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 7 号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について。

紀美野町過疎地域自立促進計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法の第 6 条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由につきましては、紀美野町過疎地域自立促進計画において、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、教育の振興、集落の整備、その他地域の自立促進に関して必要な事項の事業の 8 項目についての計画及び事業内容を変更するものでございます。

それでは、変更の内容について詳細について御説明をさせていただきます。

3 4 ページをお願いいたします。

紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について。

そのうちの 2、産業の振興の 9、過疎地域自立促進特別事業に事業内容、農産物出荷サポート事業、事業の主体を J A ながみねを追加し、計 3 件とするものでございます。変更に係る理由については省略させていただきます。

次のページ、3 5 ページをお願いしたいと思います。

3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のうちの 1、市町村道の中に、事業内容、安井福田線、L = 1 2 3 メートル、W = 3 メートル、事業主体を町を追加いたしまして、計 1 2 件とするものでございます。

次のページをお願いいたします。3 6 ページでございます。

このうち 4 の生活環境の整備の 9、過疎地域自立促進特別事業に事業内容を水防用備品整備事業、事業主体、町を追加いたしまして、計 2 件とするものでございます。

次、3 7 ページをお願いいたします。

7、教育の振興の 3、集会施設、体育施設に事業内容、長谷集会所新築、事業主体を町を追加して計 8 件とするものでございます。その下、4 の過疎地域自立促進特別事業

に事業内容、教育コミュニティ事業、事業主体に町を追加いたしまして、計３件とする
ものでございます。

次、３８ページをお願いいたします。

９、集落の整備の２、過疎地域自立促進特別事業に事業内容の避難所整備事業、事業
主体、町を追加し、計３件とするものでございます。

次、３９ページをお願いいたします。

１０、その他地域の自立促進に関し必要な事項の１、過疎地域自立促進特別事業に事
業内容、住宅用太陽光発電設備補助、事業主体を町として追加し、計３件とするもので
ございます。

以上、６項目の７事業を追加する変更となります。紀美野町過疎地域自立促進計画の
変更についての御説明とさせていただきます。

次、議案書の４０ページをお願いいたします。

議案第１８号、辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を別案のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備
のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定により議会の議決を求め
る。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございます。

辺地総合整備計画の変更を行いたいのので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための
財政上の特別措置法に関する法律の規定によりまして御提案するものでございます。

議案書の４１ページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町坂本辺地の総合整備計画書でございます。

変更の内容につきましては、３の公共的施設の整備計画といたしまして、平成２４年
度から平成２９年度までの６年間を実施年度といたしまして、町道東福井牧場線改良工
事、事業費を１億８,０００万円、財源を全額一般財源として、このうち辺地対策事業
債の予定額を１億７,６４０万円とした整備計画を追加するものでございます。

次、議案書の４２ページをよろしくをお願いいたします。

紀美野町国吉辺地の総合計画書でございます。

このうち変更の箇所は、３の公共的施設の整備計画の表の一番下でございます。国吉
診療所超音波診断装置整備事業、事業費につきましては３１５万円でございます。その

財源内訳を特定財源１５７万５，０００円、一般財源１５７万５，０００円といたしまして、このうちの辺地対策事業債の予定額を１５０万円として追加変更するものでございます。なお、実施年度を平成２４年度とした計画となっております。

次に、４３ページをお開きいただきたいと思います。

紀美野町長谷毛原辺地の総合整備計画書でございます。

このうち変更箇所は、３の公共施設の整備計画として平成２４年度を実施年度として毛原保育所耐震化工事、事業費が１，２８４万円、財源を全額一般財源といたしまして、このうち辺地対策事業債の予定額を１，２８０万円とした整備計画を追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、辺地総合整備計画の変更に係る御説明とさせていただきます。

（企画管財課長 増谷守哉君 降壇）

- ◎日程第２２ 議案第１９号 公平委員会委員の選任の同意について
- ◎日程第２３ 議案第２０号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- ◎日程第２４ 議案第２１号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- ◎日程第２５ 議案第２２号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- ◎日程第２６ 議案第２３号 教育委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第２７ 議案第２４号 人権擁護委員の推薦について
- ◎日程第２８ 議案第２５号 人権擁護委員の推薦について
- ◎日程第２９ 議案第２６号 人権擁護委員の推薦について
- ◎日程第３０ 議案第２７号 人権擁護委員の推薦について

○議長（加納国孝君） 日程第２２、議案第１９号、公平委員会委員の選任の同意について、日程第２３、議案第２０号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第２４、議案第２１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第２５、議案第２２号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第２６、議案第２３号、教育委員会委員の任命の同意について、日程第２７、議案第２４号、人権擁護委員の推薦について、日程第２８、議案第２５号、人権擁護委員の推薦について、日程第２９、議案第２６号、人権擁護委員の推薦について及び日程第３０、議案第２７号、人権擁護委員の推薦について一括議題とします。

説明を願います。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） それでは、議案書の４４ページをお願いいたします。

議案第１９号、公平委員会委員の選任の同意についてでございます。

下記の者を紀美野町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は平畑榮治、生年月日は昭和９年７月２日、住所は紀美野町奥佐々５６０番地でございます。

この提案につきましては、平成２４年の３月３１日をもって任期満了となりますので、再任をひとつお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、４５ページ、議案第２０号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

下記の者を紀美野町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は若林 豊、生年月日は昭和２２年２月８日、住所は紀美野町下佐々４６８番地でございます。

提案理由につきましては、平成２４年３月３１日をもって任期満了となりますので、引き続き再任をひとつ御承認を賜りたいと思います。

続きまして、４６ページ、議案第２１号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

下記の者を紀美野町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は浦 啓之、昭和９年１月２日、住所は紀美野町藁垣内１番地１。

提案理由につきましては、平成２４年３月３１日をもって任期満了となりますので、再度の御承認を賜りたいと思います。

続きまして、４７ページ、議案第２２号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

下記の者を紀美野町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は楠木幸雄、生年月日、昭和１７年９月２４日、住所は紀美野町動木９０番地１

でございます。

提案理由につきましては、平成24年3月31日をもって前任の溝上 旭氏の任期満了に伴いまして、楠木氏の御承認をいただきたいということでございます。

続きまして、48ページ、議案第23号、教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は潰崎泰彦、生年月日は昭和17年1月25日、住所は紀美野町福田8番地2の3でございます。

提案理由につきましては、平成24年3月24日をもって任期満了となりますので、再度の御承認をいただきたいと思います。

続きまして、49ページ、議案第24号、人権擁護委員の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は中前和子、生年月日、昭和21年7月23日、住所は紀美野町安井168番地3でございます。

提案理由につきましては、平成24年6月30日をもって任期満了となりますので、再度の御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、50ページ、議案第25号、人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は上段順弘、生年月日は昭和18年1月17日、住所は紀美野町蓑垣内252番地の1です。

提案理由といたしましては、平成24年6月30日をもって任期満了となりますので、再度の御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、51ページ、議案第26号、人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は南條俊樹、生年月日は昭和23年4月5日、住所は紀美野町毛原宮166番地2。

提案理由につきましては、平成２４年６月３０日をもって前任の東浦弘至氏の任期が満了いたしますので、南條俊樹氏の御推薦をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、５２ページ、議案第２７号、人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は川嶋早苗、生年月日は昭和２５年７月２８日、住所は紀美野町下佐々２６７番地１でございます。

提案理由につきましては、平成２４年６月３０日をもって前任の向井小夜子氏の任期が満了いたしますので、かわりまして川嶋早苗さんをひとつ推薦したいので、御承認を賜りたいと思います。

先ほどの議案第２６号の件でございますが、これにつきましては引き続きではなしに、前任の東浦弘至氏の任期満了に伴いまして、かわって南條俊樹氏を推薦したいので、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

◎日程第３１ 議案第２８号 平成２３年度紀美野町一般会計補正予算（第５号）について

○議長（加納国孝君） 日程第３１、議案第２８号、平成２３年度紀美野町一般会計補正予算（第５号）について議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） 議案書の５３ページをお願いいたします。

議案第２８号、平成２３年度紀美野町一般会計補正予算（第５号）。

平成２３年度紀美野町の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億９５１万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７７億７,８５６万４,０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

61ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

12款、分担金及び負担金、1項、3目の災害復旧費分担金では145万5,000円の減額をお願いするものでございます。農地災害復旧事業分担金でございます。

14款、国庫支出金、1項、1目の民生費国庫負担金では137万1,000円の減額でございます。障害者自立支援給付費では192万3,000円の増額、国民健康保険基盤安定負担金では3,000円の減額、子ども手当国庫負担金では329万1,000円の減額となっております。

14款、2項、1目の総務費国庫補助金では404万2,000円の増額をお願いするものです。市町村合併推進体制整備補助金でございます。

15款、県支出金、1項、1目、民生費県負担金では79万4,000円の増額をお願いします。障害者自立支援給付費負担金では96万1,000円の増額、国民健康保険基盤安定負担金では24万2,000円の減額です。後期高齢者医療費保険基盤安定制度負担金では113万2,000円の減額でございます。子ども手当負担金では120万7,000円の増額でございます。

1枚めくっていただきまして、62ページをお願いいたします。

15款、2項、1目の総務費県補助金では10万6,000円でございます。消費者行政活性化事業交付金でございます。

2目の民生費県補助金では133万8,000円の増額です。ひとり親家庭医療費補助金で12万6,000円、重度心身障害者医療費補助金で119万3,000円、地域見守り協力員制度補助金で1万9,000円の増額でございます。

3 目、衛生費県補助金で 1 4 5 万 7, 0 0 0 円、災害等廃棄物処理事業費補助金で
ございます。

4 目の農林水産業費県補助金では 1, 1 4 0 万円の減額でございます。林道整備事業
の補助金でございます。

7 目の教育費県補助金では 4 5 万円の増額です。緑育推進「元気な森の子」事業費補
助金でございます。

8 目の消防費県補助金では 3 1 2 万 5, 0 0 0 円の増額です。消防防災施設等整備事
業費補助金で 1 0 0 万円、消防団安全対策設備整備費補助金で 2 1 2 万 5, 0 0 0 円で
ございます。

9 目、災害復旧費県補助金では 1, 4 0 2 万円の増額でございます。現年農地農業用
施設災害復旧事業費補助金で 5 4 万 1, 0 0 0 円、現年林業用施設の災害復旧事業の補
助金で 1, 3 4 7 万 9, 0 0 0 円でございます。

1 8 款、繰入金、1 項、1 目の財政調整基金繰入金では 5, 7 4 9 万 3, 0 0 0 円で
ございます。

続いて 6 3 ページをお願いします。

2 1 款、町債、1 項、1 目の総務債では 4, 5 6 9 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。
一般単独事業債では 1 8 0 万円の減額でございます。過疎対策事業債では 3, 9 2 9 万
5, 0 0 0 円の増額、緊急防災事業債では 8 2 0 万円の増額でございます。

3 目の衛生債では 9 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。過疎事業対策債です。

4 目の農林水産業債では 7 4 0 万円の減額になります。辺地対策事業債が 7 7 0 万円
の減額、合併特例債では 3 0 万円の増額でございます。

5 目の商工債では 2 2 万円の減額、これも過疎対策債でございます。

6 目、土木債では 8 0 0 万円の増額でございます。辺地対策事業債で 6 4 0 万円、過
疎債で 1 6 0 万円の増額です。

7 目の消防債で 4 9 0 万円の増額です。過疎対策事業債で 2 4 0 万円、緊急防災・減
災事業債では 2 5 0 万円でございます。

4 目の教育債で 1 9 0 万円の減額、合併特例債でございます。

1 0 目の災害復旧費では 8 5 0 万円の減額、現年補助災害復旧事業債で 1, 1 0 0 万
円の減額、現年の単独事業債では 2 5 0 万円の増額となっております。

1 枚めくっていただきまして、6 4 ページをお願いします。

続いて歳出でございます。

1 款、議会費、1 項、1 目の議会費では7 万2,000 円の増額でございます。一般共済費でございます。

2 款、総務費、1 項、1 目の一般管理費では10 万6,000 円の増額です。消耗品ということで、消費生活の啓発物品の増額でございます。

5 目の企画費では100 万円の増額でございます。時間外勤務手当でございます。

9 目の自治振興費では補正額はございません。財源変更でございます。

10 目の交通安全対策費では27 万6,000 円の増額でございます。需用費で7 万6,000 円、町管理の防犯灯の修繕料でございます。19 節の防犯灯設置及び修理の補助では20 万円の増額をお願いするものでございます。

12 目、防災諸費では6,066 万8,000 円の増額をお願いするものでございます。この補正につきましては、冒頭町長よりもごあいさつの中にありましたとおり、第3 次補正予算の関連に伴う事業でございまして、過疎債のソフト分あるいは減災・防災のそういう事業でございます。事業費関係では1,132 万9,000 円、給水袋、水を給水して運ぶ袋と、それからトイレの消臭剤固定セットを予定しております。708 万8,000 円です。食糧費として424 万1,000 円、備蓄食糧あるいは飲料水を購入するものでございます。

15 節、工事費では824 万5,000 円、防災行政無線の電話対応システム整備に係る工事費ということでございます。それから、防災備蓄庫といたしましてコンテナ3 基の倉庫をお願いするものでございます。

それから、18 節の備品購入費では4,109 万4,000 円、避難所等への防災の備品を整備するものでございます。発電機あるいは投光器、簡易トイレ、無線機、避難所の間仕切り、それから水の導水装置、エアテント、毛布等の整備を予定をしておるところでございます。

続いて3 款、民生費、1 項、3 目の老人福祉費では2 万円の増額でございます。地域見守り協力員補助金でございます。

65 ページ、3 款、1 項、4 目の障害福祉費では384 万7,000 円をお願いするものです。介護給付費・訓練等給付費でございます。

6 目の重度心身障害者医療費では65 万1,000 円、主なものは医療費扶助でございます。

8目のひとり親家庭医療費では27万3,000円、これも同じく医療費扶助が主なものでございます。

10目の長谷毛原健康センター管理費では24万5,000円、エアコンの改修費でございします。

11目、国民健康保険事業費では2,767万5,000円でございします。国民健康保険事業特別会計への繰出金でございします。

12目の介護保険事業費では801万4,000円の増額でございします。介護保険事業特別会計への繰出金です。

13目、後期高齢者医療費では1,030万1,000円の減額でございします。後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額でございします。

3款、2項、8目の子ども手当費では54万円の減額です。子ども手当に係る扶助のそれぞれの項目の減額でございします。

66ページをお願いします。

4款、衛生費、1項、1目の保健衛生総務費では1,401万8,000円の増額でございします。共済費として33万6,000円、野上厚生病院への負担金として1,368万2,000円でございします。

2目の予防費では288万6,000円の減額でございします。医師等の報償費で105万4,000円の減額、医薬材料費で183万2,000円の減額でございします。

3目の母子衛生費で10万円の増額、相談員報償費です。

4目の環境衛生費では893万6,000円の増額です。美里簡易水道事業特別会計繰出金でございします。

5目の成人保健対策費で162万5,000円、各種健診委託料の増額でございします。

7目の診療諸費では641万円の増額です。国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金でございします。

67ページ、4款、2項、2目の塵芥処理費では、財源変更でございします。

続いて5款、農林水産業費、1項、3目の農業振興費で44万9,000円の増額です。電気代で1万1,000円、過年度返還金で43万8,000円でございします。

それから、5目の農業用施設整備費で405万円の減額でございします。農道維持補修工事430万円の減額、農業用施設補修用材料、生コンでございしますが、25万円の増額でございします。

6 目の地籍調査事業費では補正額はございませんが、予算の組み替えとなっております。

8 目の小規模土地改良事業についても、財源変更ということで御理解をいただきたいと思います。

5 款、2 項、1 目の林業総務費では 1 2 7 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。地域おこし協力隊員で 1 2 8 万円の減額、広葉樹の造成事業負担金で 9, 0 0 0 円の増額となっております。

6 8 ページをお願いします。

5 款、2 項、3 目の林業整備費では 1, 9 0 0 万円の減額でございます。林道毛原下滝ノ川線開設工事での減額でございます。

6 款、商工費、1 項、1 目の商工振興費で 8 万円、職員手当でございます。

2 目の観光費 1 6 万円、これも同じく職員手当でございます。

7 款、土木費、2 項、1 目の道路橋梁維持費では 7 3 万円の増額です。維持管理の補修材料費でございます。

2 目の道路橋りょう新設改良費では 2 5 0 万円の減額となっております。町道南線の予算の組み替えと入札差額の減額でございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

続いて、6 9 ページをお願いいたします。

7 款、3 項、1 目の住宅管理費では 7 万 6, 0 0 0 円の増額でございます。水道メーターの交換の負担金でございます。

8 款、消防費、1 項、1 目、常備消防費で 4 8 0 万 9, 0 0 0 円の増額です。共済費では 1 3 0 万 2, 0 0 0 円の増額、工事請負費では 3 5 0 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。J－A L E R T 受信施設整備で 2 4 0 万 5, 0 0 0 円、同じく J－A L E R T の指令台連動ということで 1 1 0 万 2, 0 0 0 円を増額をお願いするものでございます。

2 目の非常備消防費で 6 3 7 万 5, 0 0 0 円、備品購入費として消防団のトランシーバーを整備するものでございます。

3 目の水防費として 2 7 0 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。消防団に雨がっぱの支給ということで水防用品の備品を購入するものでございます。

9 款、教育費、1 項、3 目の教育諸費では 4 5 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。このそれぞれの節の事業費については緑育推進「元気な森の子」事業のそれぞれの経費

でございます。詳細は説明を見ていただきたいと思います。

70ページをお願い申し上げます。

9款、3項、1目の学校管理費では補正額はございません。財源変更でございます。

同じく9款、5項、2目の体育施設管理費も財源変更でございます。

10款、災害復旧費、1項、1目の道路橋梁災害復旧費で29万1,000円、消耗品と燃料費でございます。

10款、2項、1目の農地農業用施設災害復旧費は財源変更でございます。

71ページから下段のほうでございます。

10款、3項、1目のその他公共施設・公用施設災害復旧費で、これも財源変更でございます。

戻っていただきまして、57ページをお願いいたします。議案書の57ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費に係る事業のこの一覧表でございます。御一読賜りたいと思います。

それから、下段の第3表、債務負担行為補正でございます。紀美野町美里の湯かじか荘の指定管理委託料として、期間は24年については限度額2,000万円、25年度は1,330万円の債務負担をお願いするものでございます。

1枚めくっていただきまして、58ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

変更の補正後を申し上げます。

一般単独債で限度額の変更です。340万円の減額で、限度額が2億2,790万円でございます。

辺地対策事業では130万円の減額で9,920万円の限度額、それから過疎対策債では4,341万9,000円の増額で3億1,890万円の限度額、それから災害復旧債では1,100万円減額の2,440万円でございます。

同じく災害の単独災害の分では250万円増額の3,450万円です。

緊急防災・減災事業費は皆増、すべて増額ですが、1,070万円の限度額の設定の補正をお願いするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでございます。

以上、非常に早口で申しわけございませんが、説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

◎日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) について

◎日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補
正予算 (第 3 号) について

◎日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号) について

○議長 (加納国孝君) 日程第 3 2、議案第 2 9 号、平成 2 3 年度紀美野町国民健
康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について、日程第 3 3、議案第 3 0 号、平成 2
3 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 (第 3 号) について及び日程
第 3 4、議案第 3 1 号、平成 2 3 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3
号) について一括議題とします。

説明を願います。

住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長 (牛居秀行君) 議案書の 7 3 ページをごらんください。

議案第 2 9 号、平成 2 3 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)。

平成 2 3 年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定め
るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 6 7 万円を減額し、歳入歳出の
総額を歳入歳出それぞれ 1 5 億 4, 2 3 0 万 8, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

7 8 ページをごらんください。

歳入でございます。

1 款、国民健康保険税、1 項、1 目、一般被保険者国民健康保険税で 5 7 8 万 6, 0
0 0 円の減額補正でございます。内訳につきましては、1 節、医療給付費分現年課税分
で 4 3 8 万 3, 0 0 0 円の減額、2 節、介護納付金分現年課税分で 3 7 万 6, 0 0 0 円の

減額、5節、後期高齢者支援金分現年課税分で102万7,000円の減額補正となっております。減額要因につきましては、被保険者数の減によるものでございます。

続きまして、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金で2,416万4,000円の減額補正でございます。これにつきましては、国の概算負担額の決定による減額補正でございます。

2目、高額医療費共同事業負担金で98万8,000円の減額補正でございます。これにつきましては、高額医療費共同事業負担金の額の確定による減額補正でございます。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金で4,952万円の減額補正でございます。これは国の調整交付金の額の確定による補正でございます。

5款、前期高齢者交付金、1項、1目、前期高齢者交付金で2,566万8,000円の増額補正でございます。これにつきましても、国の前期高齢者交付金の額の確定による補正でございます。

次のページでございます。

6款、県支出金、1項、県負担金、1目、高額医療費共同事業負担金で98万8,000円の減額補正でございます。これは高額医療費共同事業負担金の額の確定による減額補正でございます。

次に6款、県支出金、2項、1目、県補助金で517万3,000円の減額補正でございます。これにつきましても、県の調整交付金の額の確定によるものでございます。

7款、共同事業交付金、1項、1目、共同事業交付金で2,333万8,000円の増額補正でございます。これは共同事業交付金の額の確定によります補正でございます。

10款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で2,767万5,000円の増額補正でございます。内訳につきましては、1節、一般会計繰入金で2,800万円の増額補正でございます。これにつきましては、財源確保のための法定外繰入金でございます。

2節、保険基盤安定繰入金で32万5,000円の減額補正でございます。これにつきましては、安定基盤繰入金の額の確定によるものでございます。

次に、2目の財政調整基金繰入金で626万8,000円の増額補正でございます。

80ページをお願いします。

3の歳出でございます。

2款、保険給付費、1項、一般被保険者療養給付費、1目、療養給付費で1,200万円の増額補正でございます。

2 目の療養費につきましては、額の増減はございませんが、財源内訳の補正でございます。

2 款、保険給付費、2 項、退職被保険者療養諸費、2 目、療養費で 3 0 万円の増額補正でございます。

2 款、保険給付費、4 項、高額療養費、1 目、一般被保険者高額療養費及び 3 目、一般被保険者高額介護合算療養費については補正額はございませんが、財源内訳の補正でございます。

3 款、後期高齢者支援金等、1 項、1 目、後期高齢者支援金で 3 1 6 万 2, 0 0 0 円の減額補正でございます。これは後期高齢者支援金の額の確定による補正でございます。次のページでございます。

5 款、老人保健拠出金、1 項、1 目、老人保健医療費拠出金で 9 6 万 5, 0 0 0 円の減額補正でございます。これにつきましては、額の確定による補正でございます。

6 款、介護納付金、1 項、1 目、介護納付金で補正額はございませんが、財源内訳の補正でございます。

7 款、共同事業拠出金、1 項、1 目、高額医療費拠出金で 3 9 5 万 1, 0 0 0 円の減額補正でございます。これにつきましては、高額医療費拠出金の額の確定による補正でございます。

3 目、保険財政共同安定化事業拠出金で 8 4 1 万 3, 0 0 0 円の減額補正でございます。これにつきましても、額の確定による補正でございます。

9 款、諸支出金、2 項、1 目、繰出金で 4 8 万 1, 0 0 0 円の増額補正でございます。これは国の特別調整交付金の増額による補正でございます。

8 2 ページをお願いいたします。

9 款、諸支出金、3 項、1 目、財政調整基金で 4 万円の増額補正でございます。

以上、簡単でございますが、平成 2 3 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、8 3 ページをお願いいたします。

議案第 3 0 号、平成 2 3 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 2 3 年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,252万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

88ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

1款、診療収入、1項、1目、外来収入で800万円の減額補正でございます。これは外来収入の推計額の減額による補正でございます。

次に3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で641万円の増額補正でございます。これは、外来収入の減額推計に対応するため一般会計から繰り入れていただくものでございます。

2目、国民健康保険事業特別会計繰入金で11万8,000円の減額補正でございます。これは国の特別調整交付金の額の確定による補正でございます。

4款、諸収入、1項、1目、雑入で9万円の増額補正でございます。

6款、県支出金、1項、1目、県補助金で89万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、遠隔医療整備事業の補助金が決定されたことによる補正でございます。

89ページ、歳出でございます。

1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費で51万8,000円の減額補正です。内訳につきましては、共済費で16万2,000円の減額、賃金で50万円の減額、委託料で18万円の減額となっております。

次に2款、医業費、1項、1目、医療用機械機器費で8,000円の減額補正でございます。これは在宅酸素借上料の実績見込み額によります減額補正と厚生病院への負担金の増額補正合わせまして8,000円の減額補正となったものでございます。

次に4目、検査費で20万円の増額補正となっております。

以上、簡単でございますが、平成23年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の91ページをごらんください。

議案第31号、平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成23年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,626万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

96ページをごらんください。

歳入でございます。

3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で1,030万1,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、2節の保険基盤安定繰入金で150万9,000円の減額、これは保険基盤安定繰入金の額の確定による補正でございます。そして3節、療養給付費繰入金で886万8,000円の減額、これにつきましては、平成22年度の療養給付負担金の清算による補正でございます。

次に、4節の職員給与費繰入金で7万6,000円の増額、これにつきましては、職員2名分の基礎年金拠出金公的負担金の率の変更によります補正でございます。

4款、諸収入、2項、1目、雑入で886万8,000円の増額補正でございます。増額要因といたしましては、平成22年度の療養給付費負担金の清算によるものでございます。

97ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費で7万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、歳入の補正で説明いたしましたように、職員2名分の基礎年金拠出金公的負担金の率の変更によるものでございます。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金で150万9,000円の減額補正でございます。これは後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の額の確定による補正でございます。

以上、簡単でございますが、平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3

号)の説明とさせていただきます。

済みません、ちょっと訂正がございます。

89ページでございます。

89ページの検査費でございますが、私、増額と、20万円の増額と申し上げたよう
でございます。正しくは20万円の減額でございます。訂正しておわびを申し上げます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第35 議案第32号 平成23年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第
2号)について

○議長(加納国孝君) 日程第35、議案第32号、平成23年度紀美野町介護保
険事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 99ページをお願いします。

議案第32号、平成23年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

平成23年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めると
ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,129万5,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,806万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

104ページをお願いします。

歳入でございます。

介護保険料、1目、第1号被保険者保険料154万1,000円の減額でございます。
調定額の変更に伴うものでございます。

3款、1項、1目、介護給付費負担金、国庫負担金につきまして867万9,000
円の増額でございます。給付費の支出増の見込みでございます。

国庫支出金、2項、国庫補助金、調整交付金につきましては、410万3,000円

の増額でございます。

2目、地域支援事業交付金、介護予防事業につきましては、14万1,000円の減額でございます。

3目、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業につきましては、8万6,000円の増額でございます。

4目、介護保険事業費補助金につきましては、157万5,000円の増額でございます。これは介護保険の制度改革によるシステム改修につきましてはの50%の国の補助でございます。

4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金、これにつきましては、1,440万9,000円の増額でございます。

2目、地域支援事業支援交付金につきましては、16万9,000円の減額でございます。

5款、県支出金、県負担金、1目、介護給付費負担金につきましては、693万1,000円の増額でございます。

2項、県補助金、1目、地域支援事業交付金、介護予防事業につきましては、7万円の減額でございます。

2目、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業につきましては、4万3,000円の増額でございます。

県支出金、3項、県財政安定化基金交付金、1目、財政安定化基金交付金は853万1,000円の増額ございまして、これにつきましては、4期計画に係る保険料収納額と実績収納額の差の2分の1が4期の最終年度である23年度に交付されるものでございます。

6款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金、これにつきましては600万4,000円の増額でございます。

2目、地域支援事業繰入金、介護予防事業につきましては、7万円の減額でございます。

106ページでございます。

3目、地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業につきましては、4万3,000円の増額でございます。

4目、事務費繰入金につきましては、203万7,000円の増額でございます。

9 款、町債、1 項、財政安定化基金貸付金、1 目、財政安定化基金貸付金は 8 4 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、1 0 7 ページ、歳出でございます。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費 3 0 7 万 4, 0 0 0 円の補正でございます。内訳は、委託料、電算システム改修委託料が 3 1 5 万円、使用料及び賃借料でシステム等使用料が 7 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。

1 款、総務費、3 項、介護認定調査会費、2 目、認定調査等費につきましては、5 3 万 7, 0 0 0 円の増額ございまして、主治医意見書作成手数料の増額が主なものでございます。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、1 目、居宅介護サービス給付費につきましては、2, 5 2 1 万円の増額でございます。居宅介護サービス等の増額見込みでございます。

2 目、地域密着型サービス給付費は 8 2 0 万円の減額でございます。認知症グループホームが主な項目になってございます。

3 目、施設介護サービス給付費 1, 6 7 6 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。

6 目、居宅介護サービス計画給付費につきましては、7 0 3 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

2 款、保険給付費、2 項、介護予防サービス等諸費、1 0 8 ページでございます。1 目、介護予防サービス給付費につきましては、5 4 0 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。

4 目、介護予防サービス計画給付費につきましては、2 5 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。

2 款、保険給付費、3 項、その他諸費、1 目、審査手数料につきましては、4 7 万円の減額でございます。

2 款、保険給付費、6 項、特定入所者介護サービス等費、1 目、特定入所者介護サービス等費につきましては、2 0 2 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

次の 1 0 9 ページ、3 款、地域支援事業費、1 項、介護予防事業費、1 目、二次予防事業費につきましては、6 9 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。これは生活機能評価の委託料の減による減額でございます。

2 目、一次予防事業費は 1 3 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。これは給与等の改

定によるものでございます。

3 款、地域支援事業費、2 項、包括的支援事業・任意事業費、3 目、総合相談事業費につきましては 8 万 3,000 円の増でございまして、給与等の改定によるものでございます。

5 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業につきましては、13 万 3,000 円の増でございまして、給与等の改定によるものでございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

◎日程第 36 議案第 33 号 平成 23 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
(第 4 号) について

◎日程第 37 議案第 34 号 平成 23 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第 5 号) について

◎日程第 38 議案第 35 号 平成 23 年度紀美野町上水道事業会計補正予算 (第 3 号)
について

○議長 (加納国孝君) 日程第 36、議案第 33 号、平成 23 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について、日程第 37、議案第 34 号、平成 23 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) について及び日程第 38、議案第 35 号、平成 23 年度紀美野町上水道事業会計補正予算 (第 3 号) について一括議題とします。

説明を願います。

水道課長、南君。

(水道課長 南 秀秋君 登壇)

○水道課長 (南 秀秋君) 議案書の 111 ページをお願いいたします。

議案第 33 号、平成 23 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)。

平成 23 年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 243 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,805 万 2,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

116ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款、諸収入、1目、歳入243万3,000円の減額につきましては、水道管移設工事補償金の県補償内容変更によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、衛生費、1項、簡易水道費、1目、一般管理費92万8,000円の減額の内訳としまして、4節、共済費の一般職共済費3万4,000円の減額につきましては、基礎年金拠出金公的負担金率の変更に伴うものでございます。

次の13節、委託料31万2,000円の減額につきましては、水質検査委託業務の契約差額でございます。

続きまして、27節、公課費65万円の減額につきましては、消費税納付金の申告額確定による減額でございます。

2目、作業費につきましては、財源変更でございます。

続く3款、予備費150万5,000円の減額につきましては、歳入歳出差し引きに伴う不足分を充当するものでございます。

119ページをお願いいたします。

議案第34号、平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成23年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,010万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

124ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款、繰入金、1 目、一般会計繰入金 8 9 3 万 6, 0 0 0 円の増額につきましては、歳入歳出差し引きに伴う不足分をお願いするものでございます。

続きまして、4 款、諸収入、1 目、雑入 9 2 6 万 3, 0 0 0 円の減額につきましては、水道管移設工事補償金の県補償内容の変更によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款、衛生費、1 目、一般管理費 3 2 万 7, 0 0 0 円の減額の内訳としまして、4 節、共済費の一般職共済費 2 5 万円の増額につきましては、基礎年金拠出金公的負担金率の変更によるものでございます。

次の 1 3 節、委託料 4 9 万 5, 0 0 0 円の減額につきましては、水質検査委託業務の契約差額でございます。

続きまして、1 4 節、使用料及び賃借料 8 万 2, 0 0 0 円の減額につきましては、福田浄水場施設用地の取得によりまして、賃借料が不要となったためでございます。

2 目、作業費は財源変更でございます。

続きまして、議案書の 1 2 7 ページをお願いいたします。

議案第 3 5 号、平成 2 3 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）。

第 1 条 平成 2 3 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 3 年度紀美野町上水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入でございますが、第 8 款、水道事業収益につきましては、変更はございません。

次に支出でございますが、第 9 款、水道事業費用につきましても、補正による変更はございませんけれども、内容に変更がございます。

1 項、営業費用につきましては 1 万円の増額、4 項、予備費につきましては 1 万円の減額をお願いするものでございます。

第 3 条 予算第 4 条中に定めていた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2, 0 6 7 万 3, 0 0 0 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 4 8 万円、当年度分損益勘定留保資金 2, 0 1 9 万 3, 0 0 0 円で補てんするものとする。

まず収入でございますが、第10款、資本的収入、2項、工事負担金については、37万9,000円の増額でございます。

支出につきましては、変更はございません。

第4条 予算第6条中、職員給与費3,035万3,000円を3,042万円に改める。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

130ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、8款、水道事業収益の変更はございません。

次に支出でございますが、9款、水道事業費用、1項、営業費用で1万円の増額でございます。内訳といたしましては、1目、原水及び浄水費、41節、委託料12万1,000円の減額につきましては、水質検査委託業務の契約差額でございます。

2目、配水及び給水費、5節、法定福利費6万7,000円の増額につきましては、共済納金の増額によるものでございます。

続く33節、動力費6万円の増額につきましては、本年1月からの電気料の値上げによるものでございます。

4目、業務及び総係費、13節、燃料費4,000円の増額につきましては、ガス代の値上げによるものでございます。

次の4項、予備費で補正分の充当として1万円の減額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、1項、1目、工事負担金で37万9,000円の増額でございます。これにつきましては、小畑地区で実施しました県道奥佐々阪井線整備に係る給水管等補償金が工事の増加によりまして増額となったためでございます。

支出につきましては、変更はございません。

済みません、たびたび申しわけございません。117ページをお開きいただけますか。

先ほど説明の中で、1目、一般管理費、一般職共済費3万4,000円の減額と申し上げましたが、増額でございますので、訂正のほうよろしくをお願いいたします。どうも失礼しました。

(水道課長 南 秀秋君 降壇)

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 1 1 時 5 7 分）

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 3 0 分）

◎日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度紀美野町一般会計予算について

○議長（加納国孝君） 日程第 3 9、議案第 3 6 号、平成 2 4 年度紀美野町一般会計予算について議題とします。

説明の際には、ページ数を言ってから説明を願いたいと思います。

それでは、歳入全般及び歳出第 1 款から第 2 款について説明を願います。

総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） それでは、紀美野町予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 3 6 号、平成 2 4 年度紀美野町一般会計予算。

平成 2 4 年度紀美野町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 6 8 億 2, 7 0 0 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 1 0 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費

の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く分。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算書の10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款、町税、1項、町民税、1目、個人では49万4,000円減の3億3,217万円でございます。

目を中心に説明を申し上げます。昨年との比較から申し上げます。なお、説明資料を添付させていただいておりますので、御参照の上、ごらんいただきたいと思います。

2目の法人では104万円増の1,976万円でございます。

1款、2項、1目の固定資産税では1,325万9,000円減の4億3,698万円でございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金では昨年と変わらず278万4,000円でございます。

1款、3項、1目の軽自動車税では68万6,000円増の2,977万9,000円でございます。

11ページをお願いします。

1款、4項、1目の市町村たばこ税では990万円増の2,750万円でございます。

1款、5項、1目の入湯税では7万8,000円減の45万5,000円でございます。

2款、地方譲与税、1項、1目の地方揮発油譲与税では昨年と変わらず2,100万円の計上でございます。

2款、2項、1目の自動車重量譲与税では、これも昨年と変わらず5,400万円でございます。

3款、1項、1目の利子割交付金では50万円減の450万円でございます。

4款、1項、1目の配当割交付金では昨年と変わらず180万円の計上となっております。

12ページをお願いします。

5款、1項、1目、株式等譲渡所得割交付金では、これも昨年と変わらず10万円でございます。

6 款、1 項、1 目の地方消費税交付金では、これも昨年と変わらず 8,300 万円で
ございます。

7 款、1 項、1 目のゴルフ場利用税交付金、これも昨年と変わらず 3,500 万円で
ございます。

8 款、1 項、1 目の自動車取得税交付金、900 万円減額の 1,300 万円でござい
ます。

9 款、1 項、1 目の地方特例交付金、1,270 万円減額の 240 万円でございます。

10 款、1 項、1 目の地方交付税、昨年と変わらず 34 億 1,000 万円でございま
す。

13 ページをお願いします。

11 款、1 項、1 目、交通安全対策特別交付金で、昨年と変わらず 140 万円でござ
います。

12 款、分担金及び負担金、1 項、1 目、農林水産業費分担金では 40 万円減額の 8
6 万円でございます。

12 款、2 項、1 目の総務費負担金では昨年と変わらず 3 万円でございます。

2 目の民生費負担金では 28 万 1,000 円減の 2,929 万 5,000 円でございま
す。

13 款、使用料及び手数料では、1 項、1 目の総務使用料、昨年と変わらず 162 万
6,000 円です。

2 目の民生使用料では 325 万 7,000 円、3 目の農林水産業使用料では 24 万円
増の 111 万円でございます。

14 ページをお願いします。

13 款、1 項、4 目の土木使用料では 2 万 4,000 円増の 3,254 万 9,000 円
です。

5 目、教育使用料では 108 万円増の 302 万 1,000 円でございます。

13 款、2 項、1 目の総務手数料では 40 万 9,000 円増の 577 万 8,000 円で
ございます。

13 款、2 項、2 目の衛生手数料では 64 万円減の 1,417 万 6,000 円です。

3 目、農林水産業手数料では昨年と変わらず 7,000 円でございます。

4 目の土木手数料、1,564 万 3,000 円減の 3,400 万 8,000 円でございま

す。

5目の消防手数料は昨年と変わらず1万円でございます。

14款、国庫支出金、1項、1目の民生費国庫負担金では1,393万5,000円減の1億5,404万5,000円でございます。主には子ども手当国庫負担金の減によるものが大きなものでございます。

14款、2項、1目の総務費国庫補助金では1,376万9,000円減の1,230万4,000円でございます。市町村合併推進体制整備費補助金の減によるところでございます。

2目の民生費国庫補助金では684万3,000円増の1,507万6,000円でございます。この増額につきましては、次のページ、16ページの3節に認知症施策総合推進事業費補助金が皆増となっております。

3目、衛生費国庫補助金で3万1,000円の減の102万7,000円でございます。

4目、農林水産業費国庫補助金で5万5,000円増の89万5,000円、5目、土木費国庫補助金、1,873万1,000円減の4,171万9,000円でございます。

6目の教育費国庫補助金では7万3,000円増の11万4,000円でございます。

14款、3項、1目の総務費国庫委託金では2,000円減の10万6,000円、2目の民生費国庫委託金では7,000円増の223万7,000円でございます。

15款、県支出金、1項、1目の民生費県負担金では754万円増額の1億2,807万2,000円でございます。

17ページをお願いします。

2目の農林水産業費県負担金では2,159万2,000円増の6,467万2,000円でございます。

続いて15款、2項、1目の総務費県補助金では2,281万4,000円増の3,469万7,000円でございます。緊急雇用等の事業の増によるものでございます。

2目の民生費県補助金、756万6,000円減の3,784万2,000円となっております。

18ページをお願いします。

3目の衛生費県補助金では1,309万8,000円減の1,550万3,000円でございます。昨年度、緊急雇用の施策であるとかワクチン接種等があったために減となっております。

4目の農林水産業費県補助金では4,365万1,000円減の6,577万4,000円でございます。林道事業あるいは里山間伐等ふるさと事業等の減によるものでございます。

5目の消防費県補助金では43万8,000円増の193万2,000円でございます。

6目の教育費県補助金では749万1,000円減の142万円でございます。

7目の災害復旧費県補助金は皆増で6,099万1,000円の計上となっております。

19ページをお願いします。

商工費県補助金、土木費県補助金については廃目整理でございます。

15款、3項、1目の総務費県委託金では506万3,000円減の1,375万円でございます。昨年、県議選640万円の減が主なものでございます。

2目の農林水産業費県委託金では皆増、すべてがふえております。18万8,000円です。

3目の教育費県委託金は昨年と変わらず50万円です。

民生費県委託金については廃目整理でございます。

16款、財産収入、1項、1目の財産貸付収入は55万5,000円増の1,146万2,000円でございます。

2目の利子及び配当金は45万2,000円増の341万6,000円となっております。

20ページをお願いします。

16款、2項、1目の物品売払収入は昨年と変わらず1,000円の計上です。

2目の不動産売払収入は927万4,000円減の1,000円でございます。

17款、寄附金、1項、1目の一般寄附金は昨年と変わらず1,000円の計上です。

2目のふるさとまちづくり応援寄附金では昨年と変わらず10万円でございます。

18款、繰入金、1項、1目の財政調整基金繰入金は1億5,581万1,000円増の4億2,823万6,000円でございます。

2目の河川浄化推進事業基金繰入金では昨年と変わらず867万円でございます。

21ページをお願いします。

3目の地上デジタル放送中継施設基金繰入金では320万1,000円増の651万5,000円、4目の地域振興基金繰入金は137万5,000円増の682万9,000円です。

水産業振興基金繰入金については廃目整理でございます。

19款、繰入金、1項、1目、繰入金は昨年と変わらず500万円でございます。失礼しました。繰越金でございます。前年度の繰越金ということでございます。

20款、諸収入、1項、1目の延滞金は昨年と変わらず5万円です。

同じく20款、2項、1目の町預金利子は昨年と変わらず20万円、3項、1目の貸付金元利収入は1,511万1,000円減の1億1,007万6,000円でございます。

22ページをお願いします。

20款、4項、1目の雑入では251万5,000円減の5,832万4,000円でございます。

23ページをお願いします。

21款、町債、1項、1目、総務債では1億639万5,000円増の3億1,140万円となっております。合併特例債の増によるものでございます。

2目、民生債、580万円減の3,000万円となっております。過疎債の減によるものです。

3目の衛生債では4,370万4,000円増の7,950万円です。紀の海広域の関係の起債の増によるものが大きなものでございます。

4目の農林水産業債では740万円増の5,830万円でございます。

5目の商工債では1,818万円減の10万円でございます。過疎債の減でございます。

6目の土木債では3,890万円の増で1億7,470万円です。

7目の消防債では3,720万円減の1,790万円です。過疎債の減でございます。

8目の教育債では330万円増の皆増でございます。

24ページをお願いします。

9目の災害復旧債、これも皆増、すべて増額の290万円でございます。

10目の臨時財政対策債では1,494万円減の2億5,580万円となっております。

以上、歳入でございました。

25ページをお願いします。

次に歳出でございます。

1款、議会費、1項、1目の議会費では1,679万8,000円減の9,512万2,000円でございます。昨年度、議員年金廃止に伴う共済負担金の増があったため、大

きく減額をしてございます。

26ページをお願いします。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では1,028万3,000円増の3億2,329万7,000円でございます。

次の29ページをお願いします。

2目の文書広報費では昨年と変わらず251万4,000円の計上でございます。広報発行に要する経費が主なものでございます。

30ページをお願いします。

会計管理費では9万3,000円増の162万1,000円の計上でございます。

5目の企画費では373万円減の2億2,298万4,000円でございます。総務課所管では、地デジ対策費として1,241万8,000円を計上しておるところでございます。

次の32ページをお願いいたします。

6目の電子計算費では106万6,000円増の3,099万2,000円でございます。

次の33ページ、7目の下段のほう、支所及び出張所費では187万円減の3,011万9,000円の計上でございます。失礼しました。7目でございます。18万7,000円減の3,011万9,000円でございます。失礼しました。

1枚めくっていただきまして、34ページ、一番下のほうでございます。8目の公平委員会費では8万3,000円増の23万8,000円でございます。

35ページ、9目、自治振興費では299万円減の1億220万3,000円でございます。本年度は長谷集会所の建設費用を計上しております。

1枚めくっていただきまして、36ページ、10目の交通安全対策費では3,000円減の688万2,000円でございます。

37ページをお願いします。

11目、諸費では2万1,000円減の109万7,000円でございます。

12目、防災諸費では72万5,000円増の4,023万1,000円の計上となっております。

少しページ飛びまして、42ページをお願いします。42ページでございます。

中段でございます。2款、総務費、4項、選挙費、1目の選挙管理委員会費では3万

6,000円減の28万9,000円となっております。

2目の農業委員会委員選挙費では皆増で、344万5,000円でございます。

43ページをお願いします。

和歌山県議会議員選挙費、町議会議員一般選挙費については廃目整理となっております。

44ページをお願いいたします。

2款、6項、監査委員費、1目の監査委員費では2,000円減の29万4,000円の計上でございます。

歳入、それから1・2款の総務管轄についての御説明を終わらせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは、第2款の企画管財課の予算の主要なものについて御説明をさせていただきたいと思います。予算書の27ページをよろしくお願いいたします。

第2款、第1項、第1目、一般管理費でございます。企画管財課の庶務に係る経費と役場の本庁舎の施設維持管理に必要な経費を計上してございます。

ページの一番下、11節、需用費の消耗品費369万9,000円が計上されてございますが、この中には企画管財課が購入するコピー用紙と一般事務用品費151万5,000円が含まれてございます。その下、燃料費159万2,000円の中には本庁舎の暖房用の燃料費102万4,000円が含まれてございます。

次、28ページをお願いします。

上から2行目の印刷製本費292万3,000円、この中には企画管財課が費用分担するコピー代245万3,000円が含まれてございます。その下、電気代552万円につきましては、本庁舎で使用する電気代でございます。

次、13節、委託料の5行目、施設清掃委託料222万1,000円につきましては、本庁舎、中央公民館、美里支所庁舎、総合福祉センター、文化センター、天文台の各施設での1年に1回の実施する清掃委託料でございます。

次、29ページをごらんいただきたいと思います。

14節の使用料及び賃借料の中の賃借料432万1,000円につきましては、役場

本庁舎と中央公民館の敷地、それと駐車場の借地料となつてございます。

次、３０ページをごらんいただきたいと思います。

ページ中央部の４目、財産管理費でございます。本年度、２，６７３万円、前年度比１，４１０万７，０００円の増額となつてございます。これにつきましては、本年度に実施する二つの工事請負費の増額によるものでございます。

それでは、ページ中央部の１２節、役務費の自動車損害保険料３３６万２，０００円、これにつきましては、町の所有する公用車１３５台の保険料でございます。

その下、火災保険料５１４万３，０００円につきましては、役場の本庁舎、集会所、学校等、町が所有する１７０施設の２８０物件に及ぶ保険料対象となつてございます。

次、その下、１３節、委託料の町営住宅下佐々第２団地跡宅地造成工事測量設計業務委託料３６８万円、これにつきましては、平成２１年度に取り壊しを行いました町営住宅下佐々第２団地用地の面積、１，２６２平米になりますが、これにつきましては、その後、中長期的な利用計画がないまま空き家となつてございました。今回この土地を有効に処分するため宅地として整備し、分譲地として売却を行うこととしてございます。このための測量設計業務の委託料でございます。

その下、１４節の使用料及び賃借料の借地料１３４万６，０００円につきましては、旧国吉小学校運動場及び農耕センター等１２の施設の借地料でございます。

次、１５節、工事請負費での旧真国小学校グラウンド整地工事３００万円につきましては、現在、当施設は学校法人りら創造芸術学園に対して学校使用として貸し付けを行つてございます。校内のグラウンドの水はけが非常に悪いため、降雨後の長期にわたるぬかるみがなかなか解消されず、昨年度から真国地区住民が取り組んでいる過疎対策事業において計画しているイベント等にも支障を来すということから、グラウンドの排水機能を高める工事を行うものでございます。

その下、町営住宅下佐々第２団地跡宅地造成工事９００万円につきましては、当事業の委託料で御説明させていただきましたとおり、団地跡を宅地として販売することを目的とした造成工事請負費でございます。

次、３１ページをごらんいただきたいと思います。

５目、企画費でございます。下から二つ目、１２節、委託料の一番上でございます。施設管理委託料２，０００万円でございますが、これは、かじか荘の指定管理に伴うものでございます。

その2行下、道の駅用地造成工事測量設計業務委託料1,450万円につきましては、大角地区に道路利用者のための駐車場等の休憩施設、それと情報発信施設並びに地域産業活性化のための産品直売施設を整備した道の駅の建設を予定してございます。この用地造成のための測量設計費でございます。

次、32ページをお願いします。

19節、負担金、補助及び交付金のうち、若者定住補助金650万円につきましては、前年度より実施してございます40歳未満の方の自宅の新築、増改築、購入への補助を行う事業で、本年度におきましては、町内の方10名、町外から転入される方5名ということで応募があるということで予定をしてございます。

その下、過疎集落再生・活性化支援補助金155万2,000円につきましては、真国地区の住民の皆さんが平成23年度から3年を実施期間として芸術の振興、また農業の振興による集落の再生、活性化のための事業を展開していただいております。本年度におきましては、J Aながみねの旧真国支所での芸術の発表会を開催するとともに、イタリア料理の出せるカフェも営業開始することとなっています。また、遊休農地を利用した農業も面積を拡大いたしまして、カフェへの食材供給や地域農家も参画する和歌山市内店舗への農産物の集出荷も実施をするということで計画をしてございます。この事業の補助金となっているものでございます。

その下、21節、貸付金につきましては、紀美野町土地開発公社へ8,500万円、紀美野町ふるさと公社へ2,500万円の貸付金でございます。

その下、22節の補償、補填及び賠償金の1,000万円は紀美野町土地開発公社での分譲売却に伴う損失補てん金でございます。本年度につきましては3区画の売却を予定しているところでございます。

以上、第2款における企画管財課に関連する当初予算の説明とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷嘉夫君 登壇)

○税務課長（中谷嘉夫君） それでは済みません、予算書の39ページをごらんいただきたいと思います。

税務課からは2款、総務費、2項、徴税費、1目、税務総務費と2目、賦課徴収費について御説明申し上げます。

まず、税務総務費は9,199万9,000円で、昨年度に比べまして848万9,000円の増でございます。これにつきましては、給与、職員手当、共済費合わせて887万円の増と、負担金、補助金で、次のページでございます、済みません、和歌山地方税回収機構等により44万2,000円の減額となっております。

続きまして、2目の賦課徴収費についてでございます。6,752万1,000円で、昨年度に比べまして2,487万3,000円の増でございます。

主な内訳ですが、委託料で2,415万8,000円の増額をしております。これにつきましては、昨年度、固定資産路線価評価業務委託料の1,730万円、それに伴う路線価対応システム改修委託料210万円、24年度評価替固定資産税土地評価替計算委託料で212万6,000円を計上していましたが、それがなくなりまして、ことしにつきましては、固定資産路線価評価業務委託料で航空写真撮影及び評価システム修正委託料の1,300万円と緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業として、航空会社等の民間企業に委託し、固定資産税家屋台帳との突合等を目的に町内の家屋図を作成して電子化を行う家屋図作成業務委託料の3,189万9,000円を計上しています。

また、14節、使用料及び賃借料に収納の消し込み処理機のリース切れによる機器等借上料79万3,000円を計上しております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

(税務課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長(加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) それでは、1・2款の中で住民課関係の予算の説明をさせていただきます。予算書の41ページをお願いいたします。

2款、総務費、3項、1目、戸籍住民基本台帳費でございます。本予算は戸籍住民台帳に関します予算でございます。職員3人分の人件費と事務に伴います需用費及び住基ネットシステムに関します保守点検委託料が主なものでございます。本年度予算額5,476万3,000円でございます。対前年比較2,212万7,000円の増額となっております。

この増額の主な要因といたしましては、13節で対前年比1,952万5,000円増額の3,056万6,000円となったことによるものでございます。この増額につきましては、13節、委託料の説明欄の一番上の段に記載しております電算システム改修委

託料 1,785 万円計上されておりますが、これは住民基本台帳法の改正に伴います電算システムの改修費用でございまして、前年度より 735 万円増額となっております。

また、同じく 13 節の説明欄の一番右下の電算システム更新委託料は、戸籍システムの老朽化に伴います更新料 1,223 万 4,000 円でございまして、前年度では計上されていなかったものでございます。

そのほかに、各節内で前年度と比べまして細かな項目で少額の増減がございしますが、合わせまして、戸籍住民基本台帳費として前年度比較 2,212 万 7,000 円の増額となったものでございます。

以上、簡単でございますが、1・2 款内の住民課関係の予算説明とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 次に、第 3 款から第 4 款について説明をお願いします。

保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) 44 ページをお願いします。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費、前年比マイナス 179 万 3,000 円でございます。主な事業を申し上げます。負担金、補助及び交付金で町社会福祉協議会への補助金 2,086 万 7,000 円、前年比 81 万 5,000 円の増でございます。

46 ページをお願いします。

一番下ですが、3 目、老人福祉費、本年度 9,062 万 8,000 円、前年度比マイナス 1,424 万 9,000 円でございます。主な支出でございしますが、8 節、報償費、講師等謝礼は認知症施策総合推進事業を本年度も実施することになってございます。その講演会とか、いろいろな講演会の講師の謝礼でございまして。敬老祝い金 779 万 4,000 円、67 万円の増でございまして。需用費が 236 万 5,000 円で 147 万 6,000 円の増となっております。ふれあいサロン等の消耗品で 173 万 5,000 円が主なものでございます。

続きまして、48 ページをお願いします。

委託料で 1,244 万 4,000 円、緊急通報システム保守管理委託料 351 万 6,000 円、敬老会演芸委託料 500 万円、生きがい活動支援通所事業、これは自立のデイ、

自立のショートステイ、自立のヘルパー等に要する費用でございます。

19節、負担金、補助及び交付金2,095万6,000円、やすらぎ園の負担金が1,590万2,000円、15万8,000円の減となっております。これは国勢調査による人口の見直しによって負担金の割合が変更されたものでございます。あとは単位老人クラブへの補助金の216万円、老人クラブ連合会活動費補助金で124万4,000円、高齢者住宅改修補助金で150万円となっております。

20節、扶助費1,626万4,000円は670万5,000円の減となっております。老人保護措置費が1,607万1,000円、前年に比べ667万5,000円の減となっております。これは養護老人ホームへの入所者の減によるものでございます。

4目、障害者福祉費1億9,426万6,000円、1,549万円の増になってございます。主なものは19節、負担金、補助及び交付金631万8,000円で、相談支援事業負担金の444万9,000円が主なものでございます。

20節、扶助費は1億8,517万6,000円、前年比1,555万7,000円となっております。これは自立支援に関する給付等の分でございます。一番大きいのは介護給付費・訓練等給付費の1億6,060万6,000円でございます。50ページです。

続きまして51ページ、総合福祉センター管理運営費1,327万8,000円、45万9,000円の増でございます。需用費で、センターの燃料費、水道、ガス等の経費を支払いしてございます。

52ページをお願いします。

13節、委託料、これも施設の委託関係の費用でございます。

10目、長谷毛原健康センター管理運営費435万2,000円、31万9,000円の減でございます。主なものは11節、需用費の352万7,000円、施設の燃料費、電気代等でございます。

53ページをお願いします。

12目、介護保険事業費、介護保険事業特別会計への繰出金でございます。903万円減の1億8,944万4,000円となっております。

3款、2項、1目、児童福祉費総務費597万5,000円、17万9,000円の増でございます。職員1人の人件費が主なものでございます。

55ページをお願いします。

3目、母子福祉費12万9,000円、前年度比3,000円の減でございます。母子

寡婦福祉会の費用が主なものでございます。

4目、保育所費2億2,092万4,000円、117万6,000円の減でございます。主なものは職員の給与等、臨時職員の賃金等でございます。本年度は、57ページをお願いします。15節の工事費として毛原保育所耐震補強工事を行うこととなりました。

58ページをお願いします。

7目、子ども手当費1億258万2,000円、851万2,000円の減でございます。大きなものとしては扶助費で9,990万円、前年度比1,070万2,000円の減となっております。

59ページをお願いします。

4款、衛生費、1項、1目、保健衛生総務費4億1,929万6,000円、前年度比2,244万5,000円の増となっています。6名の職員給与、共済費と、19節、負担金、補助及び交付金で休日在宅当番医で200万円となっております。

2目、予防費2,537万8,000円、1,046万2,000円の減となっております。予防接種等の費用でございまして、13節の委託料で2,247万8,000円、前年度比835万2,000円の減となっています。小児肺炎球菌とヒブ、子宮頸がん、日本脳炎と去年よりも実績によって少なく額を予算化してございます。

3目、母子衛生費939万6,000円、前年度比66万1,000円の増でございます。主なものは報償費が142万2,000円、発達相談の相談員への報償費として30万円、健診の医師への謝礼で112万2,000円となっています。

62ページをお願いします。

13節、委託料で妊婦健康診査委託料が456万円、57万3,000円の増となっております。

20節、扶助費で、これも妊婦健診助成事業、里帰り出産妊婦健康診査助成事業の償還による支払いの分でございます。

63ページをお願いします。

5目、成人保健対策費3,029万3,000円、313万8,000円の増でございます。主なものは栄養士等の臨時雇用の賃金。

64ページの13節、委託料で各種検診の委託料2,406万9,000円で前年度比786万2,000円の増となっております。この主なものは大腸がん、胃がんの検

診の件数の増によるものでございます。

以上で、保健福祉課の予算の説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長 (牛居秀行君) 予算書の44ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費の中で住民課の関係する項目について御説明をいたします。

45ページ右下の19節、負担金、補助及び交付金で、説明欄一番上の行でございますが、県人権擁護委員協議会の負担金につきましては、前年度と同額の9万8,000円でございますが、会員6人分でございます。

その下の県更生保護協会の負担金につきましても、前年どおり9,000円を計上しております。

その下の紀西保護司会紀美野分会の15万6,000円につきましても前年度と同額計上でございますが、15人分の計上となっております。

続きまして、46ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、2目、国民年金事務費でございます。本予算につきましては、国民年金の受け付け事務に関します予算でございます。1名分の職員の人件費と11節の需用費の消耗品費及び12節、役務費の電話料などが主なものでございます。本年度予算額477万8,000円でございます。前年度比較として15万8,000円の増額となっております。

増額の主な要因といたしましては、前年度予算と比較して、7節、賃金23万2,000円が本年度新たに計上されたことによるものでございます。11節、需用費から19節、負担金、補助及び交付金までにつきましては、前年度と同額を計上させていただいております。

続きまして、50ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、社会福祉費、5目、老人医療費です。本予算は67歳から70歳未満の所得制限等の条件を満たした方の医療費の扶助に対します予算でございます。

13節、委託料の診査支払い手数料と20節の扶助費が主なものでございます。本年度予算35万円でございますが、前年度と比べまして16万4,000円の増額となっております。

おります。これにつきましては、２０節の扶助費の増額推計によるものでございます。

続きまして、その下の６目、重度心身障害者医療費でございます。本予算は、ある一定以上の障害のある方に対します医療費の扶助に關します予算でございます。本年度予算額９,６５６万６,０００円でございます。対前年度比較といたしまして７９万６,０００円の増額でございますが、主な増額要因といたしましては、２０節、扶助費の増額推計によるものでございます。

その下の７目、子ども医療費でございますが、この予算につきましては、ゼロ歳児から中学校卒業までの子供に關します医療費の扶助に係る予算でございます。本年度予算額２,１３６万２,０００円でございます。対前年度比といたしまして７５万５,０００円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、５１ページをお願いいたします。２０節の扶助費の増額推計によるものでございます。

次に８目、ひとり親家庭医療費につきましては、ひとり親家庭に対します医療費の扶助に關する予算でございます。本年度予算額７６７万４,０００円、対前年比較２９万９,０００円の増額となっております。増額要因といたしましては、２０節、扶助費の増額推計によるものが主なものでございます。

次に、予算書の５３ページをお願いいたします。

３款、民生費、１項、１１目、国民健康保険事業費でございますが、本予算につきましては、国保の特別会計への繰出金を計上する予算でございます。本年度予算額１億５,６６９万２,０００円で、対前年比といたしまして６,０４５万１,０００円の増額となっております。これは２８節、繰出金で増額となっているためでございます。この増額の要因につきましては、本年度におきましては、国保財政調整基金の残額がゼロ円となったために、一般会計からのその他の繰り入れ、いわゆる法定外繰り入れが前年度より増額となったことが主な要因でございます。

次に１３目、後期高齢者医療費でございますが、後期高齢者医療広域連合負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金が主なものでございます。本年度予算額２億６,７３３万３,０００円を計上させていただきました。対前年比較といたしまして８７０万円の増額となっております。これは１９節の負担金、補助及び交付金で予算計上額が前年度より５８万円増額の２２７万５,０００円となったことと、２８節、繰出金で予算書計上額が前年度より８６４万２,０００円増額の２億６,５０５万８,０００円となったことが主な増額要因でございます。

続きまして、60ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、1目、保健衛生費でございます。この目内の住民課関係予算について御説明申し上げます。

この目内におきましては、19節、負担金、補助及び交付金で、説明欄の一番上の海南草食品衛生協会の負担金3万6,000円計上しておりますが、例年同様の計上となっております。また、説明欄上から3行目の厚生病院への交付金3億7,487万8,000円でございますが、これは国のほうから交付されます厚生病院に対しましての交付税をそのまま野上厚生病院に支出するものでございます。

続きまして、62ページをごらんください。

下のほうでございますが、4目、環境衛生費でございます。本予算は保健衛生費の中の環境衛生に係る予算でございます。4人分の人件費と13節、委託料の不法投棄ごみ撤収委託料、19節の五色台広域施設組合への負担金及び28節、美里・野上両簡易水道特別会計への繰出金が主なものでございます。本年度予算額9,407万4,000円でございます。対前年比較といたしまして2,838万8,000円の増額となっております。

主な増額要因といたしましては、次のページ、63ページでありますけれども、19節、負担金、補助及び交付金の説明欄の一番下の行の住宅用太陽光発電設備導入補助金として250万円を24年度の新規事業予算として計上したことと、28節の繰出金で、前年度より2,539万5,000円増額の4,458万円が計上されたことによるものでございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、6目、公害対策費です。主なものは12節の水質検査手数料、13節の水質検査委託料、19節の紀の川及び貴志川の連絡協議会への負担金が主なものでございます。本年度予算額58万7,000円でございますが、前年度と同額計上となっております。

続きまして、7目、診療所費でございます。これは診療所事業の特別会計への繰出金の予算でございます。本年度予算額716万2,000円でございますが、前年度比438万4,000円の減額となっております。この主な減額要因といたしましては、28節、繰出金の国民健康保険診療所事業特別会計繰出金の減額によるものでございまして、その減額の理由につきましては、診療所事業特別会計におきます人件費の減額が主

な要因となっております。

続きまして、65ページの4款、衛生費、2項、1目、清掃総務費でございます。本予算は清掃事業における総務費でございます、19節の海南海草環境衛生施設組合及び紀の海広域施設組合負担金が主なものでございます。本年度予算額1億7,850万円で、前年度比較といたしまして2,280万7,000円の増額となっております。

主な増額要因といたしましては、19節の負担金、補助及び交付金で、説明欄一番上の海南海草環境衛生施設組合への負担金で前年度と比べまして1,707万6,000円減額の1億1,306万円となっておりますが、説明欄上から4行目の紀の海広域施設組合負担金のほうで前年度より3,979万7,000円増額の6,469万6,000円が計上されております。これでプラス・マイナスということであるのでございますけれども、そのプラス・マイナスが増額となったものでございます。

続きまして、2目、塵芥処理費でございますが、本予算は紀美野町のごみ処理費に關します予算でございます。13節のごみ処理に係りますそれぞれの委託料が主なものでございます。本年度予算額1億5,176万円、前年度比較といたしまして258万5,000円の減額でございます。

減額要因につきましては、11節、需用費で前年度より138万5,000円減額の791万3,000円となったことと、13節、委託料で前年度より148万9,000円減額の1億861万5,000円となったことが主な要因でございます。

他の項目につきましては、少額の増減はございますが、ほぼ例年と大差はございません。

以上、簡単でございますが、2款、3款内の住民課関係の予算説明とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 67ページをお願いします。

4款、衛生費、2項、清掃費、3目、し尿処理費でございます。本年度予算2,103万7,000円の予算をお願いするものであります。事業内容は合併浄化槽普及のための補助金でございます。前年度と同じ5人槽で30基、6から7人槽で18基、8から50人槽で2基、合計50基を見込んでおります。

以上です。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) それでは、54ページをお願いします。

青少年センター関係でございます。3款、民生費、2項の児童福祉費の2目で青少年対策費でございます。この目は町民一斉清掃、児童・生徒の登下校時の巡回パトロール、声かけ運動、春、秋のハイキング、夏の子どもを守る運動、社会を明るくする運動など、青少年の育成活動や非行防止活動が主なものでございます。予算額は1,670万2,000円であり、主な内容は職員1名の人件費、青少年センター長の報酬費及び夏祭り等の補助金であります。

次に、57ページをお願いいたします。

57ページの5目の児童館運営費でございます。この目は町内の五つの児童館の運営費でございます。3人の児童更生員、5人の児童更生指導員の報酬とこどもまつりが主なものでございます。料理教室、読み書きや遊びの広場等の異動児童館を含む子供たちのための事業でございます。予算額は618万2,000円でございます。

続いて58ページをお願いいたします。

6目の学童保育費でございます。予算額は594万9,000円でございます。内容といたしましては、二つの学童保育所の運営費でございます。指導員5名の賃金が主なものでございます。

以上です。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 次に、第5款から6款について説明をお願いします。

産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長 (岩田貞二君) それでは、67ページをお願いします。

5款、農林水産業費、1項、1目、農業委員会費でございます。農業委員会費の1節310万、これは農業委員会の26名の報償費でございます。あと、職員の給与等が主なものでございます。

2目、農業総務費でございます。3,290万6,000円、99万円の増ということ

になっております。これは事務の職員の給与等と各団体の負担補助でございます。

それから69ページ、3目の農業振興費でございます。9,527万8,000円、1,411万8,000円の増でございます。

70ページをお願いします。70ページで13節の委託料、農産物出荷サポート事業が、ふるさと雇用の関係で一応終了という形になってましたが、継続の形で100万円計上させていただいております。それと新しく、きみの農業6次産業化生産地域人材育成事業委託料と緑の生産地域人材育成事業委託料を計上させていただいております。これは農産物を生産、加工、販売までをするという事業でございます。

あと19節で重立ったものとして中山間地域の直接支払交付金5,615万2,000円、町が行っております農業経営支援の事業補助金950万円、それから農作物鳥獣害防止総合対策事業1,043万1,000円を計上させていただいております。これは地域の方々が多く要望がありましたので、この辺で増額をさせていただいております。

73ページをお願いします。5款の農林水産業費、2項、1目、林業総務費でございます。2,914万5,000円、マイナス3,344万円ということになっております。これは緊急雇用、ふるさと雇用などで事業をいろいろ行っていたのですが、23年度で一応期限が切れたということで、その点で減額となっております。

次に、75ページをお願いします。5款、3項、1目、水産業振興費でございます。305万円、マイナスの630万円、これについては、貴志川への、鮎、あまごの放流補助でございます。減になったのは、貴志川の環境保全のアセ刈りがあったんですが、それも緊急雇用の関係で削除されました。

次の5款、4項の山村振興費でございます。これは新たに林業総務費の中に入ってた分を、複雑化してるんで新たに設けたものでございます。1,997万6,000円、定住関係の支援員、地域おこし協力隊の費用が792万円上げております。

それから、6款、商工費、1項、1目の商工振興費でございます。2,229万6,000円、マイナス82万5,000円、ここでは商工会とシルバー人材への補助でございます。8節の報償費についてですけども、ここは買い物弱者対策として、23年度までは調査段階にあったんですが、今度、検討委員会を開いて方針を決めていくということで計上させていただいております。

次に、2目、観光費でございます。797万4,000円、マイナス2,117万6,000円ですけども、この中で、生石登山者駐車場、昨年度、駐車場の整備1,813

万6,000円、ツアーガイドとか生石高原のススキの草原の保全事業とかがありましたが、これが終了しております。新たに13節、委託料の中にイメージキャラクター着ぐるみ製作委託料、80万円を計上させていただいております。これは新たに紀美野町をPRするための活動として着ぐるみを製作するということをお願いしたいと思います。

以上、産業課の所管の予算説明とさせていただきます。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

○議長(加納国孝君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) それでは、建設課のほうから、70ページの一番下の段と71ページをお願いします。

5款、4目、耕地総務費です。

本年度予算1億1,515万2,000円を予算計上しております。主なものは、2節、3節、4節で5人の職員の給料や手当等でございます。

それから19節、負担金、補助金及び交付金としては、主に県営農免道路の山畑2期地区の負担金として4,783万4,000円を計上しております。本年度事業費2億8,700万円に対する負担金でございます。

続きまして、28節、繰出金1,759万2,000円ですが、これは農業集落排水特別会計への繰出金でございます。

続きまして、71ページから72ページをお願いします。

5目、農業用施設維持費でございます。本年度予算650万円を予算計上しております。事業内容としましては、15節の工事請負費で、農道や水路、ため池等の補修工事費として350万円をお願いするものであります。また、16節、原材料支給として、生コンクリート、U字溝、用水用のパイプ等の支給として300万円を計上しております。

次に、74ページをお願いします。

5款、2項、2目、林道維持費でございます。本年度予算891万6,000円を予算計上しております。事業内容の主なものは、7節、賃金で切り取り法面等の崩土や側溝、路面の整備等に係る予算として277万2,000円と、次の75ページをお願いします。13節の委託料で、雑草等の刈り取りについて、これにつきましては旧野上管内の林道2路線分で23万3,000円を予算計上しております。

次に、１５節の工事請負費でございます。林道の維持補修工事や毛原勝谷線の路面補修、それから、毛原下滝ノ川線の法面維持補修工事に係る予算として４９０万円と、それから１６節の原材料費ですが、維持補修費に係る材料、アスファルトの補修用のレミファルトや、冬場の路面凍結防止剤として３０万円をお願いするものでございます。

以上です。

（建設課長 山本広幸君 降壇）

○議長（加納国孝君） 地籍調査課長、温井君。

（地籍調査課長 温井秀行君 登壇）

○地籍調査課長（温井秀行君） 予算書の７２ページをお開き願います。

５款、１項、６目、地籍調査事業の内容でございます。本年度は、１億３，７３１万７，０００円をお願いをするものでございます。前年度比較２，４９０万２，０００円の増額です。こちらは、地区数がふえまして、面積もふえたための大きく委託料で増額となっております。今年度、現地調査地区は、昨年に引き続き、県道関係、箕六の一部地区、上ヶ井の一部地区と、それから国道関係では、上神野の東部地区から国吉地域の西部地区までの現国道沿いの小字を実施します。高畑の一部、桂瀬の一部、今西の一部、松ヶ峯の一部、計６地区を実施をいたします。面積２．４４平方キロメートルでございます。

まず、大きい増額では、節１の報酬４３２万円を計上させていただいております。地区数の増による前年度比較１８２万円が増額となっております。それから、職員７名分の賃金関係でございます。節２、節３、節４の分が主な予算計上の内容でございます。それから、節７、賃金、臨時職員２名を６カ月間計上とさせていただいております。

それから、７３ページに移りまして、節１３、委託料、先ほども申しましたが、面積と地区数の増により７，４９６万５，０００円を計上させていただいております。前年度比較は２，５３９万５，０００円となっております。

以上です。

（地籍調査課長 温井秀行君 降壇）

○議長（加納国孝君） 次に、第７款から第８款について説明を願います。

建設課長、山本君。

（建設課長 山本広幸君 登壇）

○建設課長（山本広幸君） それでは、７９ページをお願いします。

7 款、1 項、1 目、土木総務費です。本年度予算 2,479 万 3,000 円を予算計上しております。主な内容ですが、2 節、給料で職員 3 名分の人件費でございます。

次に、80 ページをお願いします。

13 節、委託料で、土木積算システムの保守業務として 129 万 6,000 円と、14 節に使用料及び賃借料として、道路敷地 3 路線分の借地料や土木積算システム機械借り上げ等で 257 万 9,000 円をお願いするものでございます。19 節の各種協議会の分担金、それから負担金として 115 万 5,000 円をお願いするものでございます。

続きまして、次の 81 ページをお願いします。

7 款、2 項、1 目、道路橋梁維持費です。本年度予算 2,838 万 3,000 円を予算計上しております。事業の主なものにつきましては、7 節の賃金で町道の維持管理作業による崩土や側溝の土砂取り除き等に係る費用として 277 万 2,000 円をお願いするものでございます。

それから、13 節の委託料で 129 万 7,000 円の予算を計上しております。これにつきましては、町道の草刈り費用や町道の維持工事に伴う測量設計委託業務でございます。それから、14 節の使用料及び賃借料で、維持管理作業に伴う重機借り上げとして 45 万 8,000 円をお願いしております。次に、15 節の町道の維持修繕及び舗装、生活関連工事として 2,000 万円と、それから、16 節に維持補修に必要な生コンクリート、それからレミファルト、路面凍結防止剤の原材料として 330 万円を予算計上しております。

続きまして、2 目、道路橋りょう新設改良費でございます。本年度予算 2 億 7,031 万 4,000 円を予算計上しております。2 節の給料で、職員 4 名の給料や諸手当を予算計上しております。

次に、82 ページをお願いします。

13 節の委託料で 3,794 万円を計上しております。これにつきましては、各町道の新規計画区間の測量設計委託業務に係るものでございます。次に、15 節の工事請負費についてですが、1 億 6,181 万円を計上しております。前年度で完成路線もございますが、また新たに福田地区の垣内線や、それから大角地区の日浦線、毛原宮地区の毛原勝谷線、それからまた安井地区の安井福田線の工事をお願いするものでございます。それから、17 節の公有財産購入費でございますが、4 路線の新規工事区間の用地費でございます。1,123 万円をお願いするものでございます。

続いて、２２節の補償・補填で、前節の４路線の立ち木や、それから建物の補償費を２，９５０万円予算計上しております。

続きまして、８４ページをお願いします。

７款、４項、１目、公園費でございます。本年度予算４７万５，０００円を予算計上しております。くすのき公園の維持管理でございます。１２節の役務費で浄化槽法定検査及び清掃手数料等で２５万１，０００円、それから、１３節の委託料でトイレの清掃管理で５万５，０００円をお願いするものでございます。

続きまして、８４ページから８５ページをお願いします。

７款、５項、１目、建設残土処理費でございます。本年度予算３，４００万５，０００円を予算計上しております。事業内容としましては、主に公共工事の工事から発生する残土を適正に処理をし、公共工事の円滑な運営に資することを目的としております。内容としましては、１３節の委託料で受入れた建設残土の敷き均し、それから転圧していただくための作業でございます。それに１，４０６万８，０００円を計上しております。それから１５節、工事請負費につきましては１，０００万円を計上しております。これにつきましては、処理場内の暗渠排水管や、それから盛り土とともに堅排水管等が必要となってきます。その工事費でございます。それと１８節、備品購入費として８６０万円を計上しております。これにつきましては、場内散水車の３立米の散水車を必要としますので、その購入費でございます。

以上、簡単ですが、予算の説明とさせていただきます。

（建設課長 山本広幸君 降壇）

○議長（加納国孝君） 企画管財課長、増谷君。

（企画管財課長 増谷守哉君 登壇）

○企画管財課長（増谷守哉君） それでは、議案書の８３ページをごらんいただきたいと思います。

第７款、第３項、第１目、住宅管理費でございます。本年度１，３２１万８，０００円、前年度比５０９万７，０００円の増額となっております。この増額につきましては、本年度実施を予定してございます公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料が主な原因となっております。

それでは、１目の住宅管理費、１１節の需用費で修繕費２００万円が計上されてございますが、これは町営住宅の維持管理のための修繕費用でございます。次、１３節委託

料、上から３行目、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料５４３万９,０００円でございます。この計画につきましては、町内に町営住宅、公営住宅が２４団地、約１５０戸でございます。この住宅の安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するとともに、管理コストの縮減を図ることを目的として、中・長期的な修繕、改善などの維持管理の計画を策定するものでございます。なお、この計画を策定していなければ、住宅の修繕、また新築工事等での国の補助を受けることができないという大変重要な計画となっており、また新築工事等での国の補助を受けることができないという大変重要な計画となっております。次、１４節の使用料及び賃借料で借地料として５２８万円を計上してございます。これにつきましては、町営住宅１５団地の借地料でございます。

以上、簡単でございますが、住宅の予算の説明とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（加納国孝君） 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、８５ページをお開きください。

８款、消防費、１項、消防費の１目、常備消防費と２目、非常備消防費、３目、水防費について御説明をさせていただきます。

まず、１目、常備消防費についてでございますが、前年度に比べまして２,２４８万８,０００円減額の３億２,９６０万９,０００円でございますが、主立った項目のみ御説明をさせていただきます。

８６ページをお開きください。

１１節、需用費ですが、前年度に比べまして３０６万１,０００円増額の１,１５７万１,０００円でございます。これはすべて修繕費の増額でございますが、老朽化した指令車を更新するべく、現在所有しております一般車両を緊急自動車として指定を受けるための費用１５６万１,０００円と、気象観測装置、救急搬送用のストレッチャーのオーバーホール費用１５０万円などでございます。

次に、８７ページをごらんください。

１３節、委託料でございますが、前年度に比べまして６４万円増額の３２２万７,０００円でございます。仮眠室の個室化工事設計監理委託料３０万円と、気象観測装置、再検定委託料３０万円の増額が主立ったものでございます。次に、１５節、工事請負費２５８万円でございますが、仮眠室の個室化工事に伴うものでございます。次に１８節、備品購入費につきましては、前年度に比べまして４,６３７万６,０００円減額の９７２

万4,000円でございます。これは前年度、水槽つき消防ポンプ自動車を購入させていただいた関係でございます、本年度はこのような高額な購入予定がなく、減額となったものでございます。

また、今年度の主立った装備といたしまして、指令台と署所端末装置の蓄電池交換費用118万4,715円、またイリジウム型の衛星携帯電話導入費用52万800円、救急活動用のAED購入費用238万9,800円等々を計上させていただいております。

次に、87ページ、88ページをごらんください。

19節、負担金、補助及び交付金でございますが、前年度に比べまして665万9,000円増額の1,307万7,000円でございます。主立ったものは、消防救急無線デジタル化に伴う負担金1,115万8,000円でございます、内訳は消防救急無線デジタル化協議会負担金29万5,000円、基本設計事業負担金111万3,181円、実施設計事業負担金975万円でございます。

続きまして、2目、非常備消防費でございますが、前年度に比べまして402万4,000円増額の6,417万4,000円でございます。8節、報償費が70万7,000円の増額となっておりますが、平成24年度に紀の川市で開催される予定であります第24回和歌山県消防ポンプ操法大会の訓練費でございます。次に、9節、旅費が30万円の増額でございますが、隔年に実施しております分団長研修に伴うものでございます。次に、11節需用費も42万9,000円の増額でございますが、ポンプ操法大会に関連するものが主な増額の要因でございます。

次、89ページをごらんください。

14節、使用料及び賃借料が22万2,000円の増額でございます。これに関してもポンプ操法大会と分団長研修に伴うバス借上料が主な要因でございます。18節、備品購入費は前年度に比べまして193万9,000円増額の999万4,000円でございます。増額の要因は、ポンプ操法大会出場に伴う備品購入費と、平成23年度は1台でありました小型動力ポンプを今年度は2台更新する予定であるためでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金でありますが、50万5,000円の増額でございます。これは消防団員の福祉共済の掛金が通常1人当たり3,000円でありましたが、東日本大震災で多数の殉職者の方が発生し、財源が不足することから、26年度までの暫定措置として1人当たり4,000円に引き上げられましたことが主な要因で

ございます。

最後に、3目、水防費についてでございますが、前年度に比べまして備品購入費1万5,000円の減額でございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時12分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時28分)

○議長（加納国孝君） 次に、第9款から最後までを説明願います。

総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長（中尾隆司君） それでは、90ページをお願いいたします。

9款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費でございます。この目は、教育委員4名の報酬が主なものでございます。予算額は130万円でございます。

続いて下段の2目、事務局費でございます。この目は、教育長及び総務学事課職員の人件費が主なもので、予算額は7,933万4,000円でございます。

次に、91ページの下段3目の教育諸費でございます。この目は、児童生徒や教職員の健診・検査等、スクールバスの運行、また外国人指導助手の費用、小・中学校の共通部分の運営費や負担金等、研修会の補助金、学校教育支援員の費用、また休校している学校の管理費が主なものでございます。予算額は4,288万5,000円でございます。

続いて、1枚めくってもらって94ページの下段になります。

2項の小学校費、1目、学校管理費でございます。この目は四つの小学校の管理費です。小学校の児童は374人で昨年より21人の減になります。予算額は6,228万2,000円でございます。主なものは、人件費と需用費等で、それと委託料で今回、下神野小学校の給食室の改修工事設計委託料150万円を計上しております。

次に、96ページをお願いいたします。

2目の教育振興費でございます。この目は、児童の就学援助等保護者負担の軽減や教材の充実を図るものでございます。予算額は808万9,000円でございます。主なものは、教材用の備品と扶助費でございます。

続いて下段になります。3項、中学校費の1目、学校管理費です。この目は、三つの中学校の管理費で、中学校の生徒数は218人で、昨年より14名の減でございます。予算額は2,029万8,000円でございます。主なものは人件費と需用費等でございます。それと今回、美里中学校の給食受入室等の改修工事で120万円と、給食用備品を計上しております。

1枚めくっていただいて、98ページをお願いいたします。

2目の教育振興費でございます。この目は、生徒の就学援助等保護者負担の軽減や教材の充実を図るもので、予算額は799万3,000円でございます。主なものは教材用の備品、指導書、教科書と扶助費でございます。

2枚めくっていただきまして、102ページでございます。

4項の社会教育費の5目、文化財保護費でございます。予算額は11万4,000円でございます。この目は文化財審議委員の報酬と文化財保護の補助金が主なものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長(加納国孝君) 生涯学習課長、新田君。

(生涯学習課長 新田千世君 登壇)

○生涯学習課長(新田千世君) 私からは、9款、教育費、4項、社会教育費及び5項、保健体育費について御説明させていただきます。

まず、予算書の98ページをお願いします。

4項、社会教育費、1目、社会教育総務費でございますが、2,905万2,000円でございます。これは、非常勤職員である社会教育委員及び社会教育指導員の報酬、それから一般職員の人件費が主なものでございます。

次の99ページから100ページにかけてお願いいたします。

2目、生涯学習振興費でございますが、335万5,000円でございます。これは生涯学習振興のための講座、家庭教育学級、高齢者学級等の講師謝礼及び敬老会に行うコンサート等の合間を活用しての町民いやしのコンサート開催費、町民大学講座及び文

化祭等の開催補助金が主なものでございます。

次の3目、公民館費ですが、1,660万8,000円でございます。これは中央公民館、小川地区及び志賀野地区公民館、計3館の管理運営費で非常勤職員の公民館主事等の報酬、施設の維持管理費及び花いっぱい運動の補助金が主なものでございます。

続きまして、101ページをお願いします。

4目の人権教育費でございますが、1,010万円でございます。これは人権教育の推進及び啓発のための職員の人件費と、紀美野町人権委員会啓発活動委託料が主なものでございます。

次、102ページをお願いします。

6目、新子どもプラン事業費でございますが、95万3,000円でございます。これはふれあいルーム事業費と地域の教育力を活用して、子どもたちが生きる力を養うことを目的に、公共施設等に合宿しながら学校へ通う通学合宿事業費でございます。

次、7目、みさと天文台管理運営費でございますが、3,243万9,000円でございます。これは、職員3名の人件費、天文教室、イベント等の謝礼及び施設の維持管理費が主なものでございます。

次に104ページをお願いいたします。

8目、セミナーハウス未来塾管理運営費でございますが、325万円でございます。これは指定管理制度導入に係る指定管理委託料300万円が主なものでございます。

9目、文化センター管理運営費でございますが、1,685万円でございます。これは文化振興事業委託料及び施設の維持管理費が主なものでございます。

次に106ページをお願いいたします。

10目、真国区民センター管理運営費でございますが、365万7,000円でございます。これは施設の維持管理費と一般通行者や観光客等にも利用しやすいトイレとするための改修費225万円を計上させていただいております。

次の11目、自然体験世代交流センター管理運営費でございますが、379万5,000円でございます。これは、臨時職員の賃金と施設の維持管理費が主なものでございます。

次に107ページをお願いいたします。

12目、教育コミュニティ事業費でございますが、80万円でございます。これは紀美野の子どもたちを学校だけでなく、家庭、地域とともに連携しながら守り、育ててい

こうとする事業で、推進本部への委託料でございます。

次に、５項、保健体育費、１目、保健体育総務費でございますが、１,６２２万６,０００円でございます。これは非常勤職員であるスポーツ推進員の報酬及び一般職員の人件費並びに各種大会補助金が主なものでございます。

続きまして、１０８ページをお願いします。

２目、体育施設管理運営費でございますが、２,１４８万８,０００円でございます。これは農村センターの臨時職員の賃金及びスポーツ公園、武道館、農村総合センター等の施設維持管理費が主なものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(生涯学習課長 新田千世君 降壇)

○議長（加納国孝君） 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長（山本広幸君） １０９ページをお願いします。

１０款、１項、公共土木施設災害復旧費でございます。本年度予算１２万円でございます。この科目につきましては、災害に備えての科目設定でございます。

次に１１０ページをお願いします。

１０款、２項、１目は農地農業用施設災害復旧費でございます。２目につきましては、林業、施設災害復旧費で平成２３年度で発生した分の４路線分の災害復旧工事費でございます。６,４８２万９,０００円をお願いしております。

以上です。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） １１０ページをお願いします。

１１款、公債費、１項、１目の元金では、４,０７４万９,０００円減の１１億８,１９２万円でございます。長期債の元金でございます。２目の利子では、２,２６７万１,０００円減の１億６,３５６万６,０００円でございます。長期債利子あるいは一時借入金の利子でございます。

１２款、諸支出金、１項、１目の財政調整基金でございます。この基金費の各目につきましては、積立金を計上しております。１目、財政調整基金では１９５万円ござい

ます。積立金でございます。2目の減債基金では5万3,000円、111ページの3目、ふるさと創生基金では4,000円、4目、土地開発基金費では6万7,000円、5目の河川浄化推進事業基金では5万2,000円、6目、美里の湯かじか荘基金費では1,000円、それから、7目の水産業振興基金費でも1,000円、8目の上芝貞雄文化・教育振興基金費で6万3,000円、9目の地域振興基金費で1万2,000円、10目の地上デジタル放送中継施設基金費で18万3,000円、11目の合併振興基金費で2億1,163万8,000円。

112ページをお願いします。12目のふるさとまちづくり応援基金費で10万1,000円、それぞれ積立金の計上でございます。

13款、予備費、1項、1目、予備費でございます。1,000万円の計上でございます。

恐れ入ります、7ページのほうへ戻っていただきたいと思います。7ページでございます。

第2表、地方債でございます。起債の目的が一般単独事業債では限度額が3億1,580万円でございます。辺地対策事業債では5,660万円、過疎対策事業債では3億280万円、それから災害復旧事業債で290万円、臨時財政対策債では2億5,580万円の限度額の設定でございます。

起債の方法につきましては、普通貸借、または証券発行となっております。利率につきましては3.5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率でございます。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによります。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができると、こういうことでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(加納国孝君) 以上で説明が終わりましたが、説明漏れがございませんか。

(「なし」の声あり)

◎日程第40 議案第37号 平成24年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第４１ 議案第３８号 平成２４年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

◎日程第４２ 議案第３９号 平成２４年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（加納国孝君） 日程第４０、議案第３７号、平成２４年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第４１、議案第３８号、平成２４年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について及び日程第４２、議案第３９号、平成２４年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、牛居君。

（住民課長 牛居秀行君 登壇）

○住民課長（牛居秀行君） 予算書の１２１ページをごらんください。

議案第３７号、平成２４年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算。

平成２４年度、紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１５億２，６９９万５，０００円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条 地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

１２７ページをお開きください。

２の歳入でございます。

１款、国民健康保険税、１項、１目、一般被保険者国民健康保険税でございます。本年度予算額２億１，７５０万４，０００円で、対前年比較２５４万８，０００円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、今回、国保税率の改定がございま

して、それによるものでございます。２目、退職被保険者等国民健康保険税では、本年度予算額３，４４６万２，０００円でございます。前年度比４２２万８，０００円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、国保税の改定によるものでございます。

１２８ページをごらんください。

上段でございますけれども、国保税の合計といたしましては、本年度予算額２億５，１９６万６，０００円で、前年度に比べまして６７７万６，０００円の増額となっております。

続きまして、２款、使用料及び手数料、１項、手数料、１目、督促手数料につきましては、前年度と同額の１，０００円を計上しております。

続きまして、３款、国庫支出金、１項、国庫負担金、１目、療養給付費等負担金でございます。本年度予算額２億３，００１万円で、前年度比較２，１１３万６，０００円の減額となっておりますが、これは被保険者の減によるものでございます。２目、高額医療費共同事業負担金につきましては、本年度予算額１，５６１万７，０００円で、前年度より２５８万９，０００円の増額でございます。

次に、３目、特定健康診査等負担金につきましては、本年度予算額１３８万１，０００円で、前年度より１４万円の増額となっております。

３款、国庫支出金、２項、国庫補助金、１目、財政調整交付金で、本年度予算額１億２，０９０万円で、対前年度比１，４５０万円の減額となっております。

２目、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、予算額２５万２，０００円を計上しておりますが、前年度の当初予算には計上されていませんでした。この予算につきましては７０歳以上、７５歳未満の被保険者の方々につきましては、本来２割負担とされている方々でございますけれども、現在、後期高齢者医療制度並みの１割負担とされてございます。この制度は国の暫定制度でございまして、毎年、更新されるかどうかの議論が国であり、決定されておるところでございますが、この方々に配布をいたします高齢受給者証の再発行に伴う費用について、国が１００％補助をしてくれるものでございます。また、その下の欄の介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、平成２３年度で終了となりましたので、本年度予算につきましては、廃目整理として計上させていただいております。

１２９ページをごらんください。

出産育児一時金補助金でございます。本年度予算額ゼロ円でございます。前年度より、24万円減額となっておりますが、この予算につきましては、23年度までは出産育児一時金の、いわゆる上乗せ部分の4万円につきましては、国がその半分の2万円を1件当たり補助してくれておりましたけれども、現在はこのかさ上げ部分の4万円につきましては、暫定措置から恒久措置となり、今までの補助金にかわるものとして、次からは地方交付税で交付されることとなったために、平成24年度の当初予算では廃目整理として計上いたしております。

次に、4款、療養給付費等交付金、1項、1目、療養給付費等交付金でございますが、本年度予算額8,088万円で、前年度より402万9,000円の増額となっております。

続いて、5款、前期高齢者交付金、1項、1目、前期高齢者交付金でございますが、本年度予算額3億9,401万円で、前年度より914万4,000円の増額となっております。

次に、6款、県支出金、1項、県負担金、1目、高額医療費共同事業負担金で、本年度予算額1,561万7,000円で、前年度と比べまして258万9,000円の増額となっております。2目の特定健康診査等負担金で、本年度予算額138万1,000円で、前年度と比べまして14万円の増額となっております。これは、事業費の増額によるものでございます。

次に、6款、県支出金、2項、県補助金、1目、県補助金で、本年度予算額5,400万円で、前年度より291万5,000円の増額となっておりますが、これは1節の財政対策補助金で、前年度より50万円増額の600万円となっておりますことと、2節の県調整交付金で241万5,000円増額の4,800万円となっていることによるものでございます。

次に、130ページをごらんください。

7款、共同事業交付金、1項、1目、共同事業交付金で、本年度予算額2億321万2,000円で、前年度より2,511万5,000円の増額となっております。これは説明欄の共同事業交付金で、前年度より517万8,000円増額の3,123万4,000円、その下の行の保険財政共同安定化事業交付金で、前年度より1,993万7,000円増額の1億7,197万8,000円の計上となったことによるものでございます。

次に、８款、財産収入、１項、財産運用収入、１目、利子及び配当金でございますが、これは財政調整基金の預金利子でございます。本年度予算は１万５,０００円、前年度と比較いたしまして、４万円の減額でございますが、これは基金残高減少によるためのものです。

次に、９款、諸収入、１項、延滞金及び過料、１目、延滞金でございますが、昨年並みの１万円の計上となっております。

９款、諸収入、２項、雑入、１目、第三者納付金及び２目、雑入につきましては、それぞれ前年度と同額の１００万円と５万円と計上しております。

１０款、繰入金、１項、１目、一般会計繰入金でございます。本年度予算額１億５,６６９万２,０００円でございます。前年度と比較いたしまして６,０４５万１,０００円の増額となっております。内訳といたしましては、１節の一般会計繰入金で前年度比６,０９５万１,０００円増額の１億１,１７９万２,０００円、２節の保険基盤安定繰入金で、対前年度比５０万円減額の４,４９０万円となっております。

次に、財政調整基金繰入金につきましては、本年度予算額がゼロ円でございます。

続きまして、１１款、繰越金、１項、１目、繰越金でございますが、前年度と同額の１,０００円の計上でございます。

続きまして１３２ページ、歳出の説明とさせていただきます。

１款、総務費、１項、総務管理費、１目、一般管理費でございます。本年度予算額６５１万５,０００円でございます。前年度比較２８万７,０００円の減額となっております。主な要因といたしましては、１１節、需用費で前年度より２９万１,０００円減額の１５１万８,０００円となったことと、１２節、役務費で前年度比較１５万３,０００円の減額、また１３節、委託料で前年度比１８万２,０００円増額の２１５万４,０００円となったことが主な要因でございます。

続きまして、１款、総務費、２項、徴税費、１目、賦課徴収費でございます。本年度予算額１８７万５,０００円でございます。前年度比較２１万７,０００円の減額となっております。

１３３ページをごらんください。１款、総務費、３項、１目、運営協議会費でございます。これは国民健康保険運営協議会に係る予算でございます。現在、委員数は１５名でございます。本年度予算額９万４,０００円で、前年度と同額計上とさせていただきます。

次に、２款、保険給付費、１項、一般被保険者療養諸費、１目、療養給付費でございます。本年度予算額８億１,２００万円を計上しておりますが、これにつきましては平成２３年度の給付実績見込み額より推計した額でございます、対前年比較６００万円の減額となっております。

次に、２目、療養費でございますが、本年度予算額１,８００万円で、前年度費として１００万円の減額となっております。

続きまして、２款、保険給付費、２項、退職被保険者療養諸費、１目、療養給付費でございます。本年度予算額６,４００万円で、対前年度比較１００万円の減額でございます。２目、療養費につきましては、前年度と同額の１５０万円の計上でございます。

１３４ページをお願いいたします。

２款、保険給付費、３項、１目、審査支払手数料でございます。この予算につきましては診療報酬明細書、いわゆるレセプトの審査手数料でございます。本年度予算額３３万５,０００円でございます、前年比較として７３万２,０００円の減額となっております。

次に、２款、保険給付費、４項、高額療養費、１目、一般被保険者高額療養費でございます。本年度予算額は１億３００万円で、前年度比較として５００万円増額となっております。これは一般被保険者の高額療養費の増額推計によるものでございます。２目、退職被保険者高額療養費につきましては、前年度より２００万円減額の６００万円を計上させていただいております。３目、一般被保険者高額介護合算療養費につきましては前年度と同額の２０万円の計上でございます。４目、退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても、前年度と同額の１０万円の計上でございます。

２款、保険給付費、５項、移送費、１目、一般被保険者移送費及び１３５ページの２目、退職被保険者移送費につきましては、それぞれ前年度と同額の１万円を計上させていただいております。

次に、２款、保険給付費、６項、出産育児諸費、１目、出産育児一時金でございますが、本年度予算額４２０万３,０００円で、前年度比較で８４万円の減額となっております。これにつきましては、前年度より出産件数を２件減らした１０件分として計上したためでございます。

次に、２款、保険給付費、７項、１目、葬祭費でございます。本年度予算額は前年度と同額の３６件分で７２万円の計上となっております。

次に、3款、後期高齢者支援金等、1項、1目、後期高齢者支援金でございます。本年度予算額1億5,713万1,000円で、前年度と比較いたしまして477万8,000円の増額となっております。次に、2目、後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前年度より2,000円減額の1万8,000円の計上となっております。

136ページをお願いいたします。

4款、前期高齢者納付金等、1項、1目、前期高齢者納付金でございます。本年度予算額が42万9,000円で、前年度より9万8,000円の増額となっております。2目、前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前年度より2,000円減額の1万7,000円の計上となっております。

5款、老人保険拠出金、1項、1目、老人保険医療費拠出金でございます。本年度予算額45万1,000円でございますが、清算金として社会保険の支払基金へ支払うものでございまして、前年度比較といたしましては58万3,000円の減額でございます。2目、老人保険事務費拠出金につきましては、前年度より1,000円減額の1万3,000円の計上をしております。

次に、6款、介護納付金、1項、1目、介護納付金でございます。本年度予算額7,761万3,000円でございますが、前年度より986万5,000円増額となっております。

次に、7款、共同事業拠出金、1項、共同事業拠出金、1目、高額医療費拠出金で、本年度予算額6,246万8,000円で、前年度に比べまして1,035万6,000円の増額となっております。

次のページの2目、事務費拠出金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上しております。3目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、前年度より1,993万7,000円増額の1億7,197万8,000円の計上をさせていただいております。

8款、保健事業費、1項、1目、特定健康診査等事業費でございます。本年度予算額710万9,000円で、前年度比41万9,000円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、13節、委託料で、対前年比71万5,000円増額の581万3,000円となっておりますことと、7節、賃金及び8節、褒章費及び11節、需用費におきまして、前年度より減額計上となっております、これらをあわせたような形として、結果として41万9,000円の増額計上となったものでございます。

次に、１３８ページでございます。

８款、保健事業費、２項、保健事業費、１目、疾病予防費でございます。本年度予算額１,１７４万円でございまして、前年度より２９万５,０００円の減額となっております。主な要因といたしましては、前年度計上されておりました８節、報償費が本年度では計上されておきませんので、それによります１５万円の減額、また、１２節、役務費及び１３節、委託料におきましても、前年度より少額ではございますが、減額計上となっていることが要因となっております。

次に、９款、諸支出金、１項、１目、保険税還付金及び、２目、償還金につきましては、前年度と同額の５０万円と１万円の計上となっております。

次に、９款、諸支出金、２項、１目、繰出金でございますが、本年度予算額５９０万円で、対前年度比といたしまして５０万円の増額となっております。これは、国の財政調整交付金の中の特別調整交付金を原資として、野上厚生病院と国保直営の診療所特別会計への繰出金でございます。

９款、諸支出金、３項、１目、財政調整基金費で、本年度予算額１万５,０００円を計上しております。

最後に、１０款、予備費、１項、１目、予備費でございますが、前年度と同額の１,０００万円を計上しております。

以上、簡単でございますが、平成２４年度国民健康保険事業特別会計予算の説明いたします。

続きまして、予算書の１４１ページをごらんください。

議案第３８号、平成２４年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

平成２４年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８,７４９万３,０００円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表 歳入歳出予算」による。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

１４６ページをお開きください。

２の歳入でございます。

1 款、診療収入、1 項、診療収入、1 目、外来収入でございます。本年度予算額 7, 2 8 1 万 6, 0 0 0 円で、前年度と比較いたしまして、2 7 3 万円の減額でございます。主な減額要因につきましては、対象人口の減によるものでございます。1 節から 4 節まで前年度と比較しまして減額計上となっております。

次に、2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料、1 目、文書料では、前年度より 1 2 万円増額の 6 0 万円を計上しております。この予算につきましては、介護保険主治医の意見書作成及び診断書作成手数料でございます。

次に、3 款、県支出金、1 項、県補助金、1 目、へき地診療所対策費補助金でございますが、この予算につきましては、診療所の設備整備事業に係る補助金でございます。本年度におきましては、超音波診断装置の購入に係る補助金をいただくものでございまして、予算額 1 5 7 万 5, 0 0 0 円を計上いたしております。

4 款、繰入金、1 項、1 目、一般会計繰入金につきましては、前年度より 4 3 8 万 4, 0 0 0 円減額の 7 1 6 万 2, 0 0 0 円を計上しておりますが、主な減額要因といたしましては人件費の減によるものでございます。2 目、国民健康保険事業特別会計繰入金は、前年度と同額の 5 0 0 万円となっております。

1 4 7 ページをお願いいたします。

5 款、繰入金、1 項、1 目、繰入金で、前年度と同額の 1 0 万円を計上させていただいております。

最後に、6 款、諸収入、1 項、1 目、雑入で、前年度より 6 万円増額の 2 4 万円の計上をしております。

次に 1 4 8 ページ、歳出でございます。

1 款、総務費、1 項、施設管理費、1 目、一般管理費でございます。本年度予算額 4, 1 1 6 万 9, 0 0 0 円で、前年度と比べまして 5 4 2 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。主な減額要因といたしましては、2 節、給料、3 節、職員手当、4 節、共済費等 人件費で前年度と比べまして 7 3 5 万 3, 0 0 0 円の減額となっております。これは、平成 2 3 年度当初で 4 名の職員計上をいたしておりましたが、今年度につきましては 3 名の計上となったためでございます。また、新たに賃金として 7 節で前年度より 1 5 5 万 7, 0 0 0 増額の 4 2 6 万 3, 0 0 0 円の計上となっていることによるものでございます。

次に、2 款、医療費、1 項、医療費、1 目、医療用機械機器費でございます。本年度

予算額 627万7,000円で、前年度より32万円の増額となっております。主な要因といたしましては、150ページ、18節の備品購入費で、医療用備品で31万5,000円増額の315万円が計上されていることによるものでございます。2目、医療用消耗品費です。本年度予算額81万7,000円で、前年度比より13万3,000円の減額でございます。この減額につきましては、11節の需用費の消耗品費で、前年度より20万円減額となり、医薬材料費で6万7,000円の増額となったことによるものでございます。3目、医薬品、衛生材料費で前年度と同額の3,720万円の計上をさせていただいております。4目、検査費で前年度より12万円減額の96万円の計上でございます。5目、研究研修費で前年度と同額の7万円の計上となっております。

次に、3項、予備費、1項、1目、予備費で前年度と同額の100万円を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成24年度、紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の157ページをごらんください。

議案第39号、平成24年度、紀美野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成24年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億5,707万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

162ページをごらんください。歳入でございます。

1款、保険料、1項、1目、後期高齢者医療保険料でございます。本年度予算額9,190万9,000円で、前年度に比べまして155万7,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、保険料の改定によるものでございます。

次に、2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、諸証明手数料及び2目、督促手数料につきましては、それぞれ前年度と同額の1,000円を計上しております。

3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金でございますが、本年度予算額2億6,505万8,000円で、前年度と比べまして864万2,000円増額となっております。

す。増額の主な要因といたしましては、1節の事務費繰入金1,424万9,000円は、前年度より227万8,000円の増額となっております。また3節の療養給付費繰入金1億8,242万円につきましても、前年度より597万7,000円の増額となっていることが主なものでございます。

次に、4款、繰入金、1項、1目、繰入金でございますが、前年度と同額の10万円の計上でございます。

163ページ、5款、諸収入、1項、1目、延滞金及び2目、加算金及び過料におきましても前年度と同額の1,000円の計上でございます。

5款、諸収入、2項、1目、雑入につきましても、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

164ページ、歳出でございます。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費でございます。本年度予算額1,797万1,000円で、前年度と比較いたしまして50万1,000円の増額でございます。主な増額要因といたしましては、人件費の増額によるものでございます。

次に、1款、総務費、2項、1目、徴収費につきましては、本年度予算額120万6,000円で、対前年度比30万9,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、165ページの13節の委託料で、前年度と比べまして27万4,000円減額の80万4,000円の計上となったことによるものでございます。

次に、2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度予算額3億3,682万6,000円で、前年度と比べまして1,000万7,000円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、医療費の増額推計によります納付金の増でございます。

次に、3款、諸支出金、1項、1目、保険料還付金で、前年度と同額の7万円を計上しております。

4款、予備費、1項、1目、予備費で、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

それと、ちょっと間違いがあったようでございます。162ページ、最下段、繰入金と私申し上げたようでございますが、正しくは繰越金の間違いでございました、訂正しておわびを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成24年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算の

説明とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第４３ 議案第４０号 平成２４年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

○議長（加納国孝君） 日程第４３、議案第４０号、平成２４年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長（山本倉造君） １７１ページをごらんください。

議案第４０号、平成２４年度紀美野町介護保険事業特別会計予算。

平成２４年度紀美野町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１４億３，１３８万１，０００円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第２条 地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(１) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(２) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

１７６ページをお願いします。

本年度の予算ですが、先ほども申しました第５期介護保険事業計画による推計値を参照しながら作成してございます。

１款、１項、第１号被保険者保険料、現年度分につきましては、保険料の改定によりまして２億３，７４８万円、前年度比２，７７０万円の増となっております。滞納繰越分につきましては４０万９，０００円、前年度比３４万２，０００円の減となっております。使用料及び手数料の１、総務手数料、２、督促手数料は昨年と同様でございます。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、1 目、介護給付費負担金 2 億 3,786 万 4,000 円、1,509 万 2,000 円の減でございます。

3 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金 1 億 3,581 万 4,000 円、849 万 6,000 円の減でございます。2 目、地域支援事業交付金、介護予防事業 201 万 9,000 円、12 万 9,000 円の減でございます。3 目、地域支援事業交付金（包括地域支援事業・任意事業）750 万 3,000 円、27 万 6,000 円の増でございます。

4 款、支払基金交付金、1 項、1 目、介護給付費交付金 3 億 9,214 万 2,000 円、3,906 万 4,000 円の減でございます。2 目、地域支援事業支援交付金 234 万 2,000 円、23 万 5,000 円の減額でございます。

5 款、県支出金、1 項、1 目、介護給付費負担金 2 億 160 万 6,000 円、1,257 万 8,000 円の減額でございます。

2 項、1 目、地域支援事業交付金、介護予防事業につきまして 100 万 9,000 円、6 万 5,000 円の減額でございます。2 目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）375 万 1,000 円、13 万 8,000 円の増でございます。3 目、財政安定化基金交付金 894 万 7,000 円、これは皆増でございまして、介護保険法等の改正によりまして、財政安定化基金の一部を取り崩し、市町村に交付されたものでございます。

178 ページをお願いします。

6 款、繰入金、1 項、1 目、介護給付費繰入金 1 億 6,902 万 8,000 円、1,063 万 9,000 円の減でございます。2 目、地域支援事業繰入金、介護予防事業に係るものでございます。101 万 1,000 円、6 万 4,000 円の減額でございます。3 目、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましては 375 万 4,000 円、13 万 9,000 円の増額でございます。4 目、事務費繰入金 1,565 万 1,000 円、156 万 1,000 円の増額でございます。

6 款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、介護給付費準備基金繰入金 298 万 3,000 円、これは、先ほどの財政安定化基金の取り崩しによる交付金を介護給付準備基金として積み立てるものの 3 分の 1 を繰り入れするものでございます。

7 款、繰越金、1 項、1 目、繰越金、これは前年と同様に 1,000 円でございます。

8 款、諸収入、1 項、1 目、過料、2 目、延滞金はことし 1,000 円の予算額措置

でございまして、過料については昨年と同様でございます。

8 款、諸収入、2 項、雑入、1 目、滞納処分費、2 目、第三者納付金、3 目、返納金、ともに昨年と同様 1,000 円の予算でございます。4 目、雑入、本年度 806 万円、比較しまして 115 万 9,000 円の増額でございます。これは、介護予防計画作成の報酬となっております。

9 款、1 項、1 目、財政安定化基金貸付金は廃目整理でございます。

続きまして、歳出、180 ページをお願いします。

一般管理費は 939 万 1,000 円、前年度比 78 万 7,000 円の増でございます。主なものは委託料で、介護予防支援業務委託料、介護予防のケアプランの作成を委託しているものでございます。

1 款、2 項、1 目、賦課徴収費 163 万 8,000 円、41 万 5,000 円の増でございます。主なものは、役務費の郵便料等でございます。3 項、1 目、介護認定審査会費、これは介護認定審査会に係る費用でございまして、委員の皆様への報酬が主なものでございます。これは、5 人 1 組で 4 グループで介護認定調査を行っています。2 目、認定調査等費、これは認定調査に係る経費でございまして、主に調査員の賃金に係るものでございます。昨年より 65 万 6,000 円減額の 731 万 9,000 円となっております。この中で、役務費の主治医意見書作成手数料が 460 万円、昨年度よりも 14 万 9,000 円の増となっております。

182 ページをお願いします。

1 款、4 項、1 目、地域密着型サービス運営委員会費、これは地域密着型サービス運営委員会の委員報酬、5 名に対する委員報酬でございます。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、1 目、居宅介護サービス給付費 4 億 5,064 万 1,000 円、昨年度に比べまして 2,935 万 9,000 円の減と見込んでございます。2 目、地域密着型介護サービス給付費 7,096 万 3,000 円、昨年度比 2,103 万 7,000 円の減、3 目、施設介護サービス給付費 5 億 6,962 万 8,000 円、3,837 万 2,000 円の減となっております。4 目、居宅介護福祉用具購入費 175 万 3,000 円、24 万 7,000 円の減でございます。5 目、居宅介護住宅改修費 533 万 2,000 円、216 万 8,000 円の減でございます。6 目、居宅介護サービス計画給付費 5,732 万 3,000 円、367 万 7,000 円の減でございます。

2 款、保険給付費、2 項、介護予防サービス等諸費、1 目、介護予防サービス給付費、

これは要支援１、２の方々への介護サービスでございます。１目の介護予防サービスとして４,５９５万５,０００円、昨年度比４４５万５,０００円の増でございます。２目、地域密着型介護予防サービス給付費、２４４万７,０００円、昨年度よりも皆増でございます。３目、介護予防福祉用具購入費、３０万７,０００円、９万３,０００円の減でございます。４目、介護予防住宅改修費、３８５万円、９５万円の増でございます。

１８４ページをお願いします。

介護予防サービス計画給付費６１９万３,０００円、７０万７,０００円の減額でございます。３項、その他諸費、１目、審査支払手数料１３２万円、４８万円の減額でございます。これは昨年当初に比べまして１件当たりの手数料の単価が下がったためでございます。４項、高額介護サービス等諸費、１目、高額介護サービス費３,６００万円、１００万円の増でございます。５項、高額医療合算介護サービス等諸費、１目、高額医療合算介護サービス費、これは医療と介護の合算による高額費の経費でございます。５５０万円、１２０万円の減と見込んでございます。

２款、保険給付費、６項、特定入所者介護サービス等費、１目、特定入所者介護サービス等費９,４９６万円、３４６万円の増を見込んでございます。２目、特定入所者介護予防サービス等諸費、４万円、１１万円の減額となります。

３款、地域支援事業費、１項、介護予防事業費、１目、二次予防事業費、これは要介護状態となるおそれのある方に対して介護予防を行っていく事業でございます。９７万５,０００円、昨年より７３万５,０００円の減となっておりますが、これは、生活機能評価委託料の減でございまして、昨年の途中からですか、医師の診断なく介護予防の対象者を認定できるようになりましたので、実績としては少ないものとなっております。２目、一次予防事業費、元気な一次被保険者を対象に介護予防の啓発などの事業を行うものでございます。職員１人の給料が主なものでございますが、筋トレの講師等、色々な事業の講師の費用もこれによります。

３款、地域支援事業費、２項、包括的支援事業、任意事業費、１目、介護予防ケアマネジメント事業、二次予防対象者へのケアプランの作成のための費用でございます。昨年と同様１万２,０００円となっております。２目、任意事業費５５６万５,０００円、３１万５,０００円の増でございまして、扶助費におけます介護用品の支給、紙おむつでございますが、これにつきまして２５万円の増、家族介護慰労金、これも１０万円の増を見込んでございます。３目、総合相談事業費５７７万７,０００円、２１万４,０００

円の増でございまして、職員1人の給料が主なものでございますが、紀美野ネットワーク委員会等、いろんな相談事業、老人に対する虐待等を扱っているところでございます。4目、権利擁護事業費47万8,000円、昨年と同額でございます。これは成年後見に係ります費用でございまして、町長が申し立てた場合のいろんな経費を賄うものでございます。5目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、これは主任介護支援専門員により、地域における連携協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する指導・助言を行うためのものでございまして、職員1名の給与等を置いてございます。

4款、諸支出金、1項、1目、償還金1,000円、昨年と同様でございます。2目、保険料還付金15万円、昨年より8万円の増となっております。

5款、公債費、1項、公債費、1目、元金1,927万7,000円、昨年より29万円の減となっております。

6款、基金積立金、1項、基金積立金、1目、介護給付費準備基金積立金894万7,000円、これは先ほども申し上げました財政安定基金交付金を積み立てたものでございます。

7款、予備費、1項、1目、予備費100万円は昨年と同様でございます。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

◎日程第44 議案第41号 平成24年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について

○議長(加納国孝君) 日程第44、議案第41号、平成24年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について議題とします。

説明を願います。産業課長、岩田君。

(産業課長 岩田貞二君 登壇)

○産業課長(岩田貞二君) 195ページをお願いします。

議案第41号、平成24年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算。

平成24年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計の予算額の予算は、次に定めることによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,249万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

200ページをお願いします。

1款、1項、1目、観光施設等使用料でございます。本年度2,803万6,000円、前年度と同額です。ふれあい公園施設オートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューサイトの使用料でございます。2目、283万9,000円、ふれあい館の使用料で、農産物販売コーナーや、食堂コーナーの使用料でございます。

2款、1項、1目、利子及び配当金でございます。利子でございます、7万1,000円で4,000円の増と。

3款、1項、1目、財政調整基金の繰入金でございます。1,034万1,000円、マイナスの345万4,000円の減でございます。

4款、1項、1目、繰越金でございます。100万円を計上させていただいております。

5款、諸収入、受託事業収入ということで、1目、施設管理受託事業収入9万5,000円、前年度と同じ額で、町と県が利用している浄水の受水槽施設の県からの負担金でございます。雑収入として10万8,000円、前年度よりマイナス3,000円の計上をさせていただいております。雑収入で、ゴミ袋の販売とか公衆電話の費用でございます。

続いて歳出でございます。202ページをお願いします。

1款、1項、1目、一般管理費でございます。4,141万9,000円、マイナス256万円でございます。13節、委託料で芝管理委託料1,108万8,000円、施設清掃管理費623万円、この辺が大きな事業の費用でございます。それから15節、工事請負費50万円、計上させていただいております。これは、芝広場のところに手洗い場をつくろうということで計上させていただいております。

2款、1項、1目、財政調整基金でございます。積立金でございます。7万1,000円、計上させていただいております。

3款、1項、1目、予備費でございます。100万円の計上です。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

(産業課長 岩田貞二君 降壇)

◎日程第45 議案第42号 平成24年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算につ

いて

○議長（加納国孝君） 日程第４５、議案第４２号、平成２４年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について議題とします。

説明をお願いします。建設課長、山本君。

（建設課長 山本広幸君 登壇）

○建設課長（山本広幸君） ２０５ページをお願いします。

議案第４２号、平成２４年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算。

平成２４年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２,６１７万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

平成２４年３月６日提出 紀美野町長 寺本光嘉

２１０ページをお願いします。

歳入です。

１款、分担金及び負担金で、加入者１件分の分担金３５万円を計上しております。

２款、使用料及び手数料で、１目の施設使用料は２００件の生活排水の処理費として８１１万８,０００円を計上しております。

３款、繰入金は一般会計より１,７５９万２,０００円をお願いしております。

４款、繰越金は前年度よりの繰越金１０万円を計上しております。

次に、２１１ページをお願いします。

歳出でございます。

１款、総務費、１目、一般管理費では、職員１名の人件費と施設管理費として、１１節、需用費で消耗品、電気、水道料、修繕料等で２３４万６,０００円、それから１２節、役務費で、し尿・汚泥汲みとり法定検査等で１６９万２,０００円、また１３節、委託料として、１６６万２,０００円を予算計上しております。

２１２ページをお願いします。

２款の公債費ですが、元金と利息を合わせて１,４１４万４,０００円となっております。

3 款、予備費で 3 0 万円を計上しております。

以上です。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。

◎日程第 4 6 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第 4 7 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第 4 8 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度紀美野町上水道事業会計予算について

○議長 (加納国孝君) 日程第 4 6、議案第 4 3 号、平成 2 4 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について、日程第 4 7、議案第 4 4 号、平成 2 4 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について及び、日程第 4 8、議案第 4 5 号、平成 2 4 年度紀美野町上水道事業会計予算について、一括議題とします。

説明を願います。水道課長、南君。

(水道課長 南 秀秋君 登壇)

○水道課長 (南 秀秋君) お疲れのところ、もう少しお時間をちょうだいいたします。

予算書の 2 1 9 ページをお願いいたします。

議案第 4 3 号、平成 2 4 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算。

平成 2 4 年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5, 0 7 3 万 5, 0 0 0 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 4 年 3 月 6 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

2 2 4 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款、使用料及び手数料、1 項、使用料、1 目、水道使用料につきましては現年度分が 3, 7 3 2 万円、過年度分が 5 万円を見込んでおります。現年度分で前年度より 7 2

万円減額となっておりますが、これは水道使用料の減少によるものでございます。

2 項、手数料、1 目、給水装置手数料として 6,000 円。

2 款、分担金及び負担金、1 項、負担金、1 目、給水負担金として 10 万 5,000 円を見込んでございます。

3 款、繰入金、1 目、一般会計繰入金 79 万 3,000 円につきましては、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 カ年間に実施いたしました河北・志賀野簡易水道統合事業に伴う起債償還金のうち、交付税措置分でございます。

続きまして、4 款、諸収入、1 目、雑入、6 万 4,000 円につきましては、主に水道部品売却費でございます。前年度と同額を見込んでございます。

5 款、繰越金は、1,239 万 7,000 円となっております。

続きまして、226 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款、衛生費、1 項、簡易水道費、1 目、一般管理費ですが、主なもののみ説明させていただきます。2 節、給料が 436 万 9,000 円となっておりますが、1 名分でございます。3 節、職員手当等 328 万 6,000 円、4 節、共済費 117 万 5,000 円につきましては、説明欄に列記のとおりでございます。11 節、需用費、1,221 万 5,000 円ではありますが、各水道施設の電気料 1,200 万円が主なものでございます。

続きまして 12 節、役務費が 194 万円となっております。このうち、主なものは通信費が 85 万 6,000 円となっておりますが、これは、河北並びに河南浄水場及び中継所のテレメーター専用料でございます。そして賠償並びに損害保険料 85 万 3,000 円につきましては、水道機械損害補償保険が主なものでございます。13 節、委託料、469 万 7,000 円ではありますが、主なものは休日及び夜間警備委託料に 181 万 2,000 円、水質検査委託料に 128 万 3,000 円、メーターの検針委託料 122 万 4,000 円でございます。14 節、使用料及び賃借料、204 万 2,000 円ではありますが、水道施設の借地料、144 万 5,000 円が主なものでございます。17 節、公有財産購入費 7 万 6,000 円につきましては、テレメーター専用回線新規負担金でございます。27 節、公課費 103 万 7,000 円につきましては、消費税納付金でございます。

続きまして、2 目、作業費、3 節、職員手当が 48 万 9,000 円、11 節、需用費が 1,319 万 7,000 円ではありますが、このうち修繕料として 1,229 万 4,000

円を計上しておりますが、主なものは施設の老朽化に伴いまして漏水修理及び電気機器関係の修理、そして減圧弁関係の修理点検を行うものでございます。13節、委託料53万円につきましては、水道施設の草刈等を委託するものでございます。16節、原材料費193万3,000円ありますが、各種水道機械及び修繕費の材料費でございます。22節、補償、補填及び賠償金で、漏水等の保証金として5万円を計上してございます。

2款、公債費、23節、償還金利子及び割引料で、元金が29万6,000円、長期債利子が287万9,000円でございます。

次のページをお願いします。

3款、予備費といたしまして、50万円を計上させていただいております。

続きまして、235ページをお願いします。

議案第44号、平成24年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算。

平成24年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,021万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び、当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

240ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、使用料及び手数料、1目、水道使用料につきましては、現年度分が6,690万円、過年度分が1,000円を見込んでおります。

2項、手数料、1目、給水装置手数料として3万円。

2款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、給水分担金として26万2,000円を、2項、分担金、1目、簡易水道施設整備分担金として1万円を見込んでございます。

3款、繰入金、1目、一般会計繰入金が4,378万7,000円でありまして、昨年度と比較しまして2,532万2,000円の増額でございます。これにつきましては、松ヶ峯浄水場のろ過池などの砂の入れ替えと、23年度より実施しております美里簡易

水道有収率向上計画に基づく漏水調査並びに、漏水修理業務によるもの及び、前任課長が退職であったため、後任課長分を当初予算で計上していませんでしたが、本年度は当初より計上させていただいたことによります増額でございます。

続きまして、4款、諸収入、1目、雑入が921万9,000円でありまして、昨年度よりも802万1,000円の減額となっております。主な内容といたしましては、毛原宮及び小西地内の国道370号道路改良工事に伴う水道管移設工事費補償金904万円でございます。

5款、繰越金が1万円でございます。

続きまして、242ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、衛生費、1目、一般管理費、2節、給料ですが、一般職4名分で1,425万1,000円でございます。3節、職員手当等1,129万4,000円、4節、共済費378万1,000円につきましては説明欄に列記のとおりでございます。11節、需用費936万4,000円ではありますが、各水道施設の電気料900万円が主なものでございます。

続きまして、12節、役務費が259万3,000円となっておりますが、このうち通信費が193万4,000円となっております。これは、主にデジタル回線料並びに各浄水場及び中継所のテレメーター専用料でございます。

続きまして、13節、委託料780万4,000円ではありますが、水質検査委託料に208万8,000円、メーターの検針委託料に228万8,000円及び、夜間等監視委託料271万2,000円が主なものでございます。14節、使用料及び賃借料87万3,000円につきましては、水道料金システムのシステムソフトの使用料が主なものでございます。19節、負担金補助及び交付金10万円につきましては、海南野上土地改良区への負担金でございます、取水料でございます。23節、償還金利子及び割引料につきましては、過誤納還付金として1万円を置かせていただいております。27節、公課費240万8,000円につきましては、平成23年度課税期間分の地方消費税の納付税額240万円が主なものでございます。

続きまして、2目、作業費ではありますが、3節、職員手当に14万5,000円となっておりますが、これは職員の時間外勤務手当でございます。

続きまして、11節、需用費740万7,000円ではありますが、主なものは修繕料

が626万7,000円でありまして、漏水修理並びに各施設の維持補修費でございます。13節、委託料は309万3,000円でございます。測量設計委託料となっておりますが、内容につきましては各水道施設の漏水調査委託料が主なものでございます。15節、工事請負費942万7,000円につきましては、歳入のほうで説明させていただきましたが、毛原宮及び小西地内の国道370号道路改良工事に伴う水道管移設補償工事でございます。16節、原材料費876万5,000円につきましては、昨年度予算と比較して751万5,000円の増額となっておりますが、これは松ヶ峯浄水場のろ過砂の入れ替えに伴う砂購入費に749万6,000円かかるため、増額になったものでございます。このほか、水道メーター器や漏水時の各種水道部品を購入するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款、公債費、23節、償還金利子及び割引料、1目の元金2,333万3,000円につきましては、長期債元金でございます。2目、利子1,497万1,000円につきましては、長期債償還利子でございます。

3款、予備費を60万円計上させていただいております。

251ページをお願いいたします。

議案第45号、平成24年度紀美野町上水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成24年度紀美野町上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水栓数 2,600栓

(2) 年間給水量68万2,000m³

(3) 1日平均給水量1,889m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収 入

第8款 水道事業収益1億1,062万9,000円

第1項 営業収益1億871万5,000円

第2項 営業外収益191万4,000円

支 出

第9款 水道事業費用 1 億 1,062 万 9,000 円

第1項 営業費用 9,885 万円

第2項 営業外収益費用 994 万 9,000 円

第4項 予備費 183 万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び、支出の予定額は次のとおり定める。(資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額 1,936 万 2,000 円は当年度分、消費税資本的収支調整額 33 万円、当年度分損益勘定留保資金 1,903 万 2,000 円で補てんするものとする。)

次のページをお願いいたします。

収 入

第10款 資本的収入が 0 円

支 出

第11款 資本的支出 1,936 万 2,000 円

第1項 建設改良費 694 万 3,000 円

第2項 企業債償還金が 1,241 万 9,000 円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は 5,000 万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し。またはそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,048 万 9,000 円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は 505 万 6,000 円と定める。

平成24年3月6日提出 紀美野町長 寺本光嘉

255ページをお願いします。

平成24年度紀美野町上水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び、支出でございます。

8款、水道事業収益が1億1,062万9,000円でございます。内訳といたしまして、1項、営業収益、1目、給水収益、1節、水道料金が1億831万9,000円でございます。2目、受託工事収益、1節、新設工事収益が1,000円、科目設定でございます。3目、その他営業収益、1節、材料売却収益が26万2,000円、2節、手数料が2万3,000円、3節、他会計負担金が10万円、4節、雑収益が1万円でございます。

続きまして、2項、営業外収益、1目、受取利息及び配当金、1節、預金利息が10万円、3目、雑収益、1節、工事負担金が52万5,000円、2節、その他雑収益が128万9,000円、それぞれの内容につきましては備考欄に列記のとおりでございます。

次に、支出でございます。主なもののみ説明させていただきます。

9款、水道事業費が、1億1,062万9,000円でございます。内訳といたしまして、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費では、31節の修繕費が47万円ですが、これはろ過池の清掃代やポンプ等の補修費でございます。33節、動力費が906万円でございますが、これは取水送水ポンプ動力費と、浄水場内の電気料金でございます。41節、委託料が54万9,000円ですが、これは水質検査や検便費用でございます。

次のページをお願いいたします。

42節、賃借料が101万5,000円であります。これは浄水場借地料でございます。46節、負担金200万円につきましては、海南野上土地改良区に支払っております取水料でございます。

続きまして、2目、配水及び給水費であります。職員2名の給料及び、手当等に1,490万7,000円を計上してございます。31節、修繕費342万3,000円につきましては、漏水修理と、メーター機器等の補修費でございます。33節、動力費132万円につきましては、堰河、動木、小畑に設置しておりますポンプの電気料でございます。35節、材料費337万1,000円につきましては、補修用の材料費でござ

ざいます。４１節、委託料３７５万５,０００円につきましては、検針委託や電気保安管理委託料等でございます。

続きまして、４目、業務及び総係費であります。職員２名の給料及び、手当等に１,５５８万２,０００円を計上してございます。１５節、印刷製本費６１万１,０００円につきましては、水道料金納入通知書等の作成費でございます。２４節、保険料１１４万６,０００円につきましては公用車及び、施設保険料でございます。４１節、委託料９５９万３,０００円につきましては、水道料金徴収委託料及び、警備委託料でございます。４２節、賃借料１６１万７,０００円につきましては、複写機及び、財務システムリース等の費用でございます。

続きまして、５目、減価償却費、１節、有形固定資産減価償却費が２,６４３万１,０００円ありますが、内訳につきましては、備考欄に記載のとおり建物、構築物、機械及び装備、車両運搬具、工具器具及び備品でございます。６目、資産減耗費３１万円につきましては、１節、固定資産除却費が３０万円及び、２節、たな卸し資産減耗費が１万円でございます。

次のページをお願いいたします。

２項、営業外費用、１目、支払利息６１７万５,０００円につきましては、１節、企業債利息として長期企業債利息６０７万５,０００円及び、２節、借入金利息１０万円でございます。３目、雑支出、２節、その他雑支出、４０万円につきましては消火栓設置替工事１基分を見込んでございます。４目、消費税につきましては、３３７万４,０００円を見込んでございます。

続きまして、４項、予備費につきましては１８３万円をお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入につきましては０円でございます。

続きまして、支出でございます。

１１節、資本的支出、１項、建設改良費が６９４万３,０００円でございます。内容につきましては、備考欄に列記のとおりでございますが、県道奥佐々阪井線の動木地内におきまして、配水管布設工事としまして延長１００メートルを２９５万３,０００円で施工するものでございます。次は、同じく県道奥佐々阪井線の小畑地区におきまして配水管布設工事として延長１６０メートルを３９９万円で施工するものでございます。

続きまして、２項、企業債償還金につきましては、１,２４１万９,０００円ござい

ます。

あとのページにつきましては、平成２４年度の資金計画及び、平成２３年度の予定損益計算書、予定貸借対照表及び企業債明細書を添付させていただいておりますが、後ほど御精読いただきたいと思います。

以上です。

(水道課長 南 秀秋君 降壇)

○議長（加納国孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（加納国孝君） 本日はこれで散会します。

(午後 ５時１０分)